



柔道審判 ライセンスガイド

2023

はじめに

コロナウイルス感染症による世界的パンデミックの影響で、2020年開催予定であった「東京オリンピック・パラリンピック大会」は、異例の1年延期を余儀なくされた。日本柔道が真価を問われた2021年の東京五輪であったが、日本国民、並びに世界の柔道ファンの期待に応えるべく、日本柔道の快進撃は歴史的足跡を残したことも記憶に新しい。金メダル9個、銀メダル2個、銅メダル1個（団体戦含む）は、日本柔道の存在価値を改めて世界に轟かせる結果となった。

ところで、記憶に残る東京五輪終了後、世界柔道連盟（以下IJF）では、次回オリンピック・パラリンピック、フランス大会に向けて、国際柔道連盟試合審判規程（以下IJF規程）改正の準備を進め、2021年12月IJFより改定を公表、2022年1月からIJF主催大会において施行されている。

全日本柔道連盟審判委員会（以下全柔連）でも、改定箇所を迅速に吟味し、日本国内では2022年4月1日より全柔連単独主催大会でこのIJF規程を適用することを決定し現在に至っている。更に、IJF規程一部改正(2021.12)解説動画を2021年3月2日に全柔連HPにアップし、IJF審判規程の改定箇所の周知徹底を図っていることは周知のとおりである。

さて、2022年1月発布のIJF規程改定は、主に12観点の改定ということもできるが、その他の箇所においても、IJFにおいては改定議論が進められており、全柔連審判委員会も、本ガイドブックの更新を留保せざるを得なかった。そして、遂にIJF規程の改定議論の終焉を確認し、それら全てを反映させることが可能となったため、この度、2022年～2024年「柔道審判ライセンスガイド」を発刊することとした。

前回、本ガイドブック発刊時に、IJF審判規程の変更と同時に、全日本柔道連盟においてもその変更点を即座に公表、あるいは全日本柔道連盟主催の大会へ適応し得る体制を整備すると約束をさせて戴いた。本ガイドブックの改定は、その約束と期待に応えるものである。今後も定期的に見直しをし、新しい情報を迅速に開示できるよう工夫と努力に尽力したい。

全日本柔道連盟 審判委員会委員長
大迫 明伸

目次

はじめに	1
I 柔道審判規程の変遷	3
II 審判員に必要な見識	6
III 審判員に求められる心得・知識・スキル	9
IV 現行国際柔道連盟試合審判規程 2022年4月1日より完全施行	30
V 国際柔道連盟試合審判規程改正に伴う 国内大会への適用について（通達）	57
VI 「国際柔道連盟試合審判規程の 団体戦への全柔連導入について」（通達）	58
VII 国内における「少年大会特別規程」	59
VIII 国内における「少年大会特別規程」改訂	61
IX 柔道衣の乱れに対する新たな罰則（指導）の 施行について（通達）	64
X 全日本柔道連盟 公認審判員（公認審判規程から）	66
審判トラブルの再発防止策（簡易版）	71
参考資料（文献）	74

柔道審判規程の変遷

国際柔道連盟試合審判規程（以下 IJF 試合審判規程）
は、講道館柔道試合審判規定を基準に制定された

【講道館柔道試合審判規定】

講道館において、「試合審判規定（講道館柔道乱捕試合審判規定制定）」が初めて制定されたのは、1900年【明治33年】である。その後、「引き込みの禁止・1924年【大正13年】」「技ありが2つで、一本・1925年【大正14年】」など、時代のニーズに伴い規定の改定が行われ、柔道衣や試合場の規定が定められた現在の審判規定の名称となった「講道館柔道試合審判規定」が施行されたのは、1951年【昭和26年】と、意外に歴史が浅い。その背景には、競技化へ向かう波の到来があったことは言うまでもない。

【第一回世界柔道選手権大会時は講道館柔道審判規定を採用】

第一回世界柔道選手権大会は、1956年【昭和31年】、東京国技館を会場に21ヶ国エントリーし、無差別による試合が行われた。実は、この時点では「講道館柔道試合審判規定」を採用している。更に、1964年【昭和39年】に開催された東京オリンピックにおいても、「講道館柔道試合審判規定」が採用された。

◆ 第一回世界柔道選手権無差別級第三位、東京オリンピックの覇者、オランダのアントン・ヘーシンクは、「講道館柔道試合審判規定」の中で、正に日本柔道の神髄を体現した外国人柔道家として賞賛に値する。



道場にながろうとするオランダ人新聞記者を制しているヘーシンク氏(1964 東京五輪)
写真提供：共同通信社

【IJF 試合審判規程の制定】

「IJF 試合審判規程」が制定されたのは、1967年【昭和42年】のことである。競技化の更なる波に対応すべく国際柔道連盟が、「講道館柔道試合審判規定」をお手本として策定したことは言うまでもない。この両規定の間に根本的な差異は無いが、「IJF 試合審判規程」のほうが、攻撃性をより重視しているルールと言える。

【日本における IJF 試合審判規程の導入】

日本国内においても、2010年【平成22年】5月1日より全日本柔道連盟主催大会の試合審判規程は、原則、この「IJF 試合審判規程」を適用することになった（中学生以下については、国際柔道連盟試合審判規程「少年大会申し合わせ事項」が適用される）。以降、数回に及ぶ「国際柔道連盟試合審判規程」の変更・修正に伴い、今日まで日本国内においても、その都度変更・修正が行われてきている。

【IJF 試合審判規程の主な変遷】

- ①1951年【昭和26年】「IJF 試合審判規程」＝「講道館柔道試合審判規定」であったことは、前述したとおりである。
- ②1967年【昭和42年】「IJF 試合審判規程」の制定。体重別6階級とした。
- ③1973年【昭和48年】IJFローザンヌ総会で「有効」「効果」スコアの導入決定。
- ④1997年【平成9年】ブルー柔道着導入。「抑え込み」時間の変更。
- ⑤2003年【平成15年】ゴールデンスコア方式採用。注意、警告の罰則（の分類）を指導に改正。
- ⑥2009年【平成21年】1月1日施行の「IJF 試合審判規程」において、「効果」のスコアが廃止。「有効」以上の得点差がない場合には、ゴールデンスコアで勝敗を決することとなった。罰則においても『立ち技の攻撃・防御において下穿きを握った場合は、「待て」とし「指導」が付与される』という改正に至る。
- ⑦2010年【平成22年】1月1日に改正施行に至った「IJF 試合審判規程」では（全日本柔道連盟では、2010年4月1日適用）、『片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で、帯より下への直接攻撃または防御を施した場合は禁止、該当試合者は反則負け』へ再変更。
- ⑧2013年【平成25年】2月のグランドスラム・パリから8月のリオデジャネイロ世界選手権までの期間、1人審判制、旗判定の廃止、「抑え込み」の時間短縮などの大幅なルール改正案が試験導入。
- ⑨2014年【平成26年】1月のコンチネンタルオープンからリオデジャネイロオリンピック（2016年）まで、新たな「IJF 試合審判規程」が正式導入。
- ⑩2017年【平成29年】から新ルールが適用。
 - 1) 男女試合時間4分間。
 - 2) 「有効」の廃止（一本と技ありのみ）。
 - 3) 「技あり」はいくら取っても一本にはならない。
 - 4) 本戦で技のスコアが入らない場合はたとえ指導を取っていても、ゴールデンスコア方式（以下GSと表記）に突入。GSでは技のスコアか、本戦終了時の指導ポイント差に変化が生じた時に決着。
 - 5) 脚取りは1度目が指導、2度目が反則負けなど。
- ⑪2018年【平成30年】からは前年のルールに修正が加えられた。
 - 1) 技あり2つで一本(技あり合わせて一本)が復活。
 - 2) 技によるスコアか反則勝ちのみで勝負が決することとなるなど。
- ⑫2019年【平成31年】1月から、現在に至るまで若干の修正(2020年1月・令和2年)が加えられ、2020東京オリンピック・パラリンピック(2021年開催)。
- ⑬2022年【令和4年】1月から、12観点のルール改定が行われる（詳細は、IV章において記載）。

【柔道審判規程変遷の事由と今後】

IJF試合審判規程の起源を辿っていけば、やはり「講道館柔道試合審判規定」に回帰することは既述したとおりである。その「講道館柔道試合審判規定」も、講道館柔道の普及拡大による試合の隆盛によって規定の改正を余儀なくされた。冒頭に示した、「引き込みの禁止」は、正に柔道の本質が、試合によって崩れていく可能性に嘉納先生が嘆かれ、「講道館柔道試合審判規定」の改正が行われたと言われているが、柔道がオリンピック競技として採用され、他スポーツ競技に優るとも劣らない普及拡大をするにつれて、国際的な競技普及を担った「IJF試合審判規程」も、「講道館柔道試合審判規定」同様の意味における改訂を辿っていくことになる。

つまり、競技化が進むことによって、どうしても勝利至上主義が横行し、「勝つための柔道」に柔道の本質が歪曲し、選手や指導者達は、ルールギリギリのあるいはルールを利用して勝負に挑むことになるため、本来の柔道精神にそぐわない戦略的な柔道による勝敗が多くなる。結果として柔道そのものの魅力も半減され、その是正と競技としての合理性を求めざるを得ないがためにルールが改正されていく悪循環が暫く続いたといっても過言ではない。

しかしながら、近年、柔道そのものの魅力や醍醐味、あるいは柔道のファン、特に観衆にとって興味ある競技としての本質が問われるようになってきている。「柔道」から「JUDO」へと言われた時代もあったが、今は、国際文化としての「柔道」を日本人柔道家のみならず、世界の柔道家が真剣に議論し、その伝統を守りながら、次のステージへと上がるために真摯に努力を重ねている。そのような流れにあって、「IJF試合審判規程」も、柔道の本質に回帰しながら（一本と技ありへの回帰など）、次世代の審判ルールへと変革を始めたところとも言える。

柔道が更に国際的運動文化として普及・発展していく中で、社会のニーズを捉えながら「IJF試合審判規程」の改定は今後も行われるに違いない。従って、今よりも情報を素早くキャッチし、「IJF試合審判規程」への適切な対応をし得る柔軟な姿勢と情報収集能力が、日本人柔道審判員にも求められることになるだろう。



Ⅱ

審判員に必要な見識

柔道の全ての技を熟知するのはもとより、嘉納師範の創始した柔道の根底に流れる哲学を知ることが、柔道の審判員にとっても肝要である

【正しい礼法】

『審判員・選手ともに正しい礼法（30度曲げた状態で2秒静止させる）を徹底させる。「柔道は礼に始まって礼に終わる。礼はお互いと他人への敬意と感謝を意味するものである。指導者は柔道の試合に勝つことだけでなく、柔道の精神を教えなければならない。』と審判員の心得に記されている。

では、『柔道の精神』とはいったい何であろう。

『精力善用』『自他共栄』といった嘉納治五郎師範の2大思想のことは知っていても、『礼法』についての根本的な意味を知っている審判員は意外に少ない。何故、礼法の徹底が肝要なのか、その意味も知らずして礼法の徹底を選手に強いることはナンセンスであろう。

実は「礼」は、中国の思想家、孔子（紀元前552年9月28日 - 紀元前479年3月9日）の思想に起源を持つ五常の徳目の一つである。その中心的な徳目として「仁」を示しているが、その「仁」で示す気持ちを形で表すことが「礼」であるとしている。「仁」についてはは、「横から見た人」の象形と「2本の横線」から成り立っているが、人と人との間に通う「親しみ」を示している。社会生活において他人と生活を共にすることとなれば、相手への思い遣り、尊敬の心持がなければ、良好な人間関係は続かない。「仁」は、人を愛することの重要性を説いていると言っても過言ではない。そして、その内面的な気持ちを「形」を持って示すことが「礼」である。即ち「仁」の見える化が「礼」である。

従って、審判員は、試合の際の審判員自身の礼法、選手同士の礼法を形骸化したものとして捉えるのではなく、意義ある慣習として実践する必要がある。柔道の試合を裁く意味を再確認した上で、礼節を重んじ公正遵守の立場を貫く審判員こそ真の姿である。



孔子



正しい礼法

【柔道の技】

ところで、柔道の技は何種類あるのだろうか。既述したように、「投げ技」も「固め技」も、その技分類はもとより理合も含めて、審判員は熟知している必要がある。

以下は、講道館で現在示されている「投げ技」と「固め技」である（2017.4.1）。

また、講道館のホームページ「柔道技名称一覧」[「http://kodokanjudo.org/waza/list/」](http://kodokanjudo.org/waza/list/)から、実際の施技映像も確認をすることができるので視聴をお勧めする。



柔 道 の 技 名 称 (100 本)

NAMES OF JUDO TECHNIQUES

投 技 (68 本)

手技（てわざ）（16 本）	
1	背負投（せおいなげ）
2	一本背負投（いっぽんせおいなげ）
3	背負落（せおいおとし）
4	体落（たいおとし）
5	肩車（かたぐるま）
6	胸投（すくい投げ）
7	帯落（おびおとし）
8	浮落（うきおとし）
9	隅落（すみおとし）
10	山嵐（やまあらし）
11	帯取返（おびとりがえし）
12	双手刈（もろてがり）
13	朽木倒（くちきたおし）
14	踵返（きびすがえし）
15	内股すかし（うちまたすかし）
16	小内返（こうちがえし）

腰技（こしわざ）（10 本）	
1	浮腰（うきごし）
2	大腰（おおごし）
3	腰車（こしぐるま）
4	釣込腰（つりこみごし）
5	袖釣込腰（そでつりこみごし）
6	払腰（はらいごし）
7	釣腰（つりごし）
8	跳腰（はねごし）
9	移腰（うつりごし）
10	後腰（うしろごし）

足技（あしわざ）（21 本）	
1	出足払（であしはらい）
2	膝車（ひざぐるま）
3	支釣込足（ささえつりこみあし）
4	大外刈（おおそとがり）
5	大内刈（おおうちがり）
6	小外刈（こそとがり）
7	小内刈（こうちがり）
8	送足払（おくりあしはらい）
9	内股（うちまた）
10	小外掛（こそとがけ）
11	足車（あしぐるま）
12	払釣込足（はらいつりこみあし）
13	大車（おおぐるま）
14	大外車（おおそとぐるま）
15	大外落（おおそとおとし）
16	燕返（つばめがえし）
17	大外返（おおそとがえし）
18	大内返（おおうちがえし）
19	跳腰返（はねごしがえし）
20	払腰返（はらいごしがえし）
21	内股返（うちまたがえし）

真捨身技（ますてみわざ）（5 本）	
1	巴投（ともえなげ）
2	隅返（すみがえし）
3	引込返（ひきこみがえし）
4	俵返（たわらがえし）
5	裏投（うらなげ）

横捨身技（よこすてみわざ）（16 本）	
1	横落（よこおとし）
2	谷落（たにおとし）
3	跳巻込（はねまきこみ）
4	外巻込（そとまきこみ）
5	内巻込（うちまきこみ）
6	浮技（うきわざ）
7	横分（よこわかれ）
8	横車（よこぐるま）
9	横掛（よこがけ）
10	抱分（だきわかれ）
11	大外巻込（おおそとまきこみ）
12	内股巻込（うちまたまきこみ）
13	払巻込（はらいまきこみ）
14	小内巻込（こうちまきこみ）
15	蟹挟（かにばさみ）
16	河津掛（かわづがけ）* 禁止技

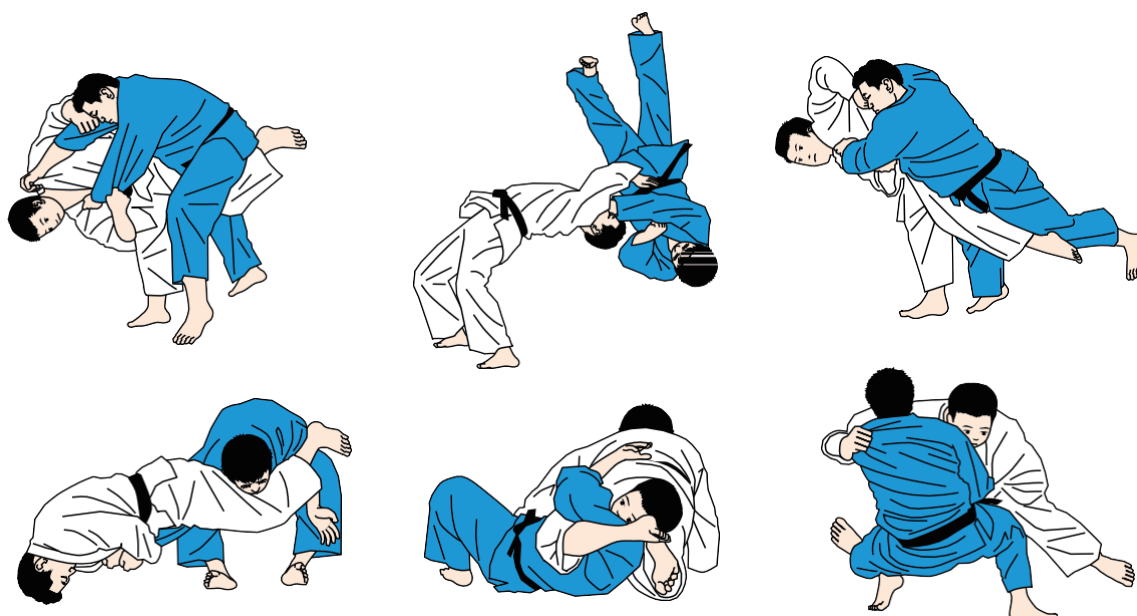
固技 (32 本)

抑込技 (おさえこみわざ) (10 本)	
1	袈裟固 (けさがため)
2	崩袈裟固 (くずれけさがため)
3	後袈裟固 (うしろけさがため)
4	肩固 (かたがため)
5	上四方固 (かみしほうがため)
6	崩上四方固 (くずれかみしほうがため)
7	横四方固 (よこしほうがため)
8	縦四方固 (たてしほうがため)
9	浮固 (うきがため)
10	裏固 (うらがため)

絞技 (しめわざ) (12 本)	
1	並十字絞 (なみじゅうじめ)
2	逆十字絞 (ぎゃくじゅうじめ)
3	片十字絞 (かたじゅうじめ)
4	裸絞 (はだかじめ)
5	送襟絞 (おくりえりじめ)
6	片羽絞 (かたはじめ)
7	片手絞 (かたてじめ)
8	両手絞 (りょうてじめ)
9	袖車絞 (そでぐるまじめ)
10	突込絞 (つっこみじめ)
11	三角絞 (さんかくじめ)
12	胴絞 (どうじめ) * 禁止技

関節技 (かんせつわざ) (10 本)	
1	腕臑 (うでがらみ)
2	腕挫十字固 (うでひしぎじゅうじがため)
3	腕挫腕固 (うでひしぎうでがため)
4	腕挫膝固 (うでひしぎひざがため)
5	腕挫腋固 (うでひしぎわきがため)
6	腕挫腹固 (うでひしぎはらがため)
7	腕挫脚固 (うでひしぎあしがため)
8	腕挫手固 (うでひしぎてがため)
9	腕挫三角固 (うでひしぎさんかくがため)
10	足臑 (あしがらみ) * 禁止技

— さて、次の技名は？ —



Ⅲ

審判員に求められる 心得・知識・スキル

「審判員にとって、選手のために正しく試合を裁くためには何が重要であろうか」、先に示した柔道の知識だけではなく様々な事柄が求められる。

【良い審判員としての必要十分事項】

全日本柔道連盟は、2004 年発刊の「全日本柔道連盟審判員マニュアル」に、既に良い審判員の条件を示しているが、その内容を抜粋すると以下のとおりである。

- 1) 審判活動に必要な事項全てに熟練する。
- 2) 柔道の経験を豊富に持ち、柔道の基本と技術を十分理解する。
- 3) 審判を多く経験し、常に審判技術の向上に努める。
- 4) 多くの試合を視察する。
- 5) 技術の動向に注目し、技能の高度化・多様化についていける目を養う。
- 6) 審判規程に精通し、大会前日に審判規程を再確認する。
- 7) 研修会に出て最新情報を得る。
- 8) 判断力を養成する。
- 9) 素直さと協調性を心掛ける。
- 10) 適度な緊張と集中力を持続する。
- 11) プレッシャーに負けない精神力と平常心を養う。
- 12) 瞬時に評価する判断力を磨く。
- 13) 反則の種類・内容を的確に判断する能力を養う。
- 14) 試合後、審判活動を反省する。
- 15) 健康管理を行う。
- 16) 公認審判服を正しく着用する。
- 17) 係員や医師、表示板の位置を確認する。
- 18) 姿勢、態度に注意をする。
- 19) 審判規程の解釈に従って忠実に判断する。
- 20) 試合者に公平である。
- 21) 会場で選手やコーチとの話を慎む。

審判員は、試合で起こる様々な現象・事象をルールに基づいて即座に判断しなければならない。上手く裁くことができるのは当然のこととして周囲から見られているため、1つのミスで、選手、指導者、観客全てから批判的になる。然るに、審判員にとって上述した項目すべてが重要な事柄になることは言うまでもなく、常に審判員として成長し続ける誇りを持つことが重要である。

また、現行の全日本柔道連盟審判委員会においても、審判員の遵守事項として以下の内容を確認している。

- 1) 審判員は、大会競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本の柔道発展に貢献しなければならない。
- 2) ライセンスを取得した審判員は、公認審判員規程第5条5項に限らず、審判活動を積極的且つ優先して取り組む姿勢を持たなければならない。
- 3) 本連盟主催審判研修会への参加の義務（公認審判員規程 第5条6項）を果たすだけでなく、積極的にルール改正や審判規程改正の動向に関心を持ち、自ら正しい情報の獲得に努め審判技能の向上に努めなければならない。
- 4) 特に S 及び A ライセンス審判員は、下位ライセンス資格試験時講習会の講師、審査員として携わり、審判員の養成に寄与しなければならない。
- 5) 審判員は、特に試合に関して、利益相反を含む不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律しなければならない。
- 6) 差別及び暴力の根絶に向けた努力を継続するとともに、暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。

更に、全日本柔道連盟 A ライセンス研修会資料「審判員を務める上での注意事項」の文中において「審判員の心得」を以下のように言及している。

（審判員の心得）

- (1)審判員・選手ともに正しい礼法（30度曲げた状態で2秒静止させる）を徹底させる。「柔道は礼に始まって礼に終わる。礼はお互いと他人への敬意と感謝を意味するものである。指導者は柔道の試合に勝つことだけでなく、柔道の精神を教えなければならない。」
- (2)まわりから受ける数々のプレッシャー（コーチ・試合者・観客・テレビ・試験官）による余計な考えや感情を取り去らなければならない。
- (3)自信に満ち、公平で注意深く、威厳に満ち、落ち着いた態度でなければならない。
- (4)多くの審判の数をこなし、また同僚に自己の審判評価を求め、審判経験を積むことが重要である。
- (5)審判員は大会前に審判規程を見直すべきである。
- (6)主審は試合の中心的権威であって、冷静さ、自信、合理性を保たなければならない。
- (7)副審は、主審の威厳を認め、適切な寛容度を持って見なければならない。
- (8)副審が試合場にいる場合、副審は、審判団の重要なメンバーであり、主審と同等の発言権を持つ一方で、異なった責任を有し、特に技の場内外の意思表示を明確に行う。

【審判員に必要な心理的特性】

審判員にとって、「柔道の知識や経験」、「審判員としての実際に試合を裁いた経験の豊富さや審判スキル」などが重要なことは言うまでもない。さらに既述したように、審判としての「心の在り方」が、その審判員の良し悪しを左右することも周知のとおりである。

しかしながら、「審判員に必要な心理的特性」を整理し、自己診断、あるいは他者評価として確認できる指標が乏しいことも事実である。そこで、ここでは「柔道の審判員の心理的スキル」を分析した村上ら[※])の研究を参考とし、「柔道審判員として必要な心理的評価指標」を示すこととしたい。

審判員の心理的スキルとして村上らは、「自己コントロール」「表出力」「意欲」「自信」「コミュニケーション」「集中力」の6要因をあげている。また、それぞれの要因を規定している内容は、各要因4項目計24項目である。以下は、「公平性」の4項目を加え、村上らの内容について意味が変わらないようにアレンジして「審判員に必要な心理的指標」として纏めているので、自己診断として活用して戴きたい。

※) 村上貴聡他「スポーツ審判員に求められる心理的スキルの評価？尺度の開発とその活用」東京体育学研究 9: 5-12 (2018)

◆柔道審判員として必要な心理的指標

「自己コントロール」

- ①大きな大会でも緊張し過ぎない
- ②トラブルがあっても動揺をしない
- ③過去のミスを引きずることはない
- ④気持ちの切り替えが早い

「表出力」

- ①動揺をしたとしても顔に出すことはない
- ②ミスを犯した場合でも表情や仕草には出さない
- ③迷いや不安を覚えても表情や仕草には出さない
- ④トラブルがあってもポーカーフェイスで対処できる

「意欲」

- ①常に審判技術の向上を望んでいる
- ②審判技術の向上のためには、審判講習会や勉強会にできる限り出席したい。
- ③自身にとって目標とする審判員の技術を見て常に勉強している
- ④常に自分を高めようと思っている

「自信」

- ①自分には良いジャッジ（技の評価、反則の判断など）をする自信がある
- ②審判としての自分には自信を持っている
- ③経験の裏付けとして揺るぎのない自信を有している
- ④プレッシャーやトラブルの中でも良い判断をする自信がある

「コミュニケーション」

- ①審判員（主審・副審、審判委員）のチームワークを心掛けている
- ②他の審判構成員と協力して試合に臨んでいる

- ③選手が怒っている場合、適切に怒っている試合者をコントロールできる
- ④他の審判員と積極的にコミュニケーションをしながら常に自己修正をしている

【集中力】

- ①試合中集中力が途切れることはない
- ②例えば集中が途絶える場面があったとしても、直ぐに自分なりの方法で回復できる
- ③一旦気持ちが切れても、集中し直すことができる
- ④集中を保つために、オンとオフの切り替えがうまい

【公平性】

- ①知っている選手の試合を裁くことがあっても公平なジャッジができる
- ②試合の勝ち負けの予測をすることなくニュートラルに試合進行をしている
- ③一方的な試合や反則の先行する試合であっても試合の勝ち負けを判断しない
- ④選手の指導者や所属、外的圧力に屈することなく公平に試合を裁くことができる

【主審・副審・審判委員の役割】

審判団それぞれの役割と機能を熟知し、それらについて常に心掛けて審判を司ることも、審判活動を行う上では非常に重要なことである。全日本柔道連盟 A ライセンス研修会資料「審判員を務める上での注意事項」にも、その役割・機能が示されている。その資料並びに「国際柔道審判規定（2022年～）」から抜粋し、以下に明記する（一部付加）。

【主審】

(1) 試合前の確認

- a) 自身が審判をする試合場の試合終了を告げるブザー音、もしくは試合終了を告げる方法ならびにドクター席の位置について把握しておくこと。
- b) 無線機ならびにヘッドセットが正常に機能するか確認すること（主審のみ場内に位置する場合）。
- c) 畳の表面が清潔で良い状態であること、畳の間に隙間が無いことを確認すること。
- d) 観客、カメラマン、係員などが、選手を妨害したり、怪我の危険が及ぶ場所にいないことを確認すること。
- e) 試合を始める前に、全てのものが正常であることを確認すること（例：試合場、器材、ユニフォーム、衛生、係員）。
- f) コーチが退場になった場合、または 18 条にある直接反則負けを報告する記入用紙があること。

(2) 位置

- a) 主審は原則として試合場内に位置する。主審は、試合の進行と勝負の判定を司る。主審は、自分の判定が正しく記録されていることを確認しなければならない。
- b) 試合者と 3～4メートルの間隔をとる。
- c) 主審は常に試合者の動きを判断して、予測を立て、最高の位置取りを目標とする。
- d) 寝技においては、主審は試合者と 2～3メートルの間隔をとる。
- e) 両試合者が寝技の状態にあり、場外側に向いている場合には、主審は安全地帯からその動

作を観察してもよい。

- f) 主審は副審の視野を妨げないように注意する。主審と両副審は三角形の位置関係を維持すること（三審制の場合＝今後は、*と記す）。

(3)姿勢、基本事項

- a) 主審は腕を垂直に垂らし、基本姿勢を身につける。
- b) 試合場を歩く場合、背筋を伸ばし姿勢よく歩くこと。また、必要がない限りは走ったり、早歩きをしないこと。
- c) 主審は、試合者が投げられた時、畳とのインパクトの全体が見える位置にいないといけない。
- d) 主審は、投げられた試合者が着地した時、腰を引いたり頭や体を捻ったりしてはならない。主審の動きが試合者の投げる動きと同じにならないよう注意。
- e) 「もう少し」といったような顔の表情や頭の動きは避けること。
- f) 主審は、試合開始位置に戻す指示を、礼節をもって行なうと共に、直接ふれることを避けるなど、選手に対する敬意を示さなければならない。
- g) 主審は副審 2 人との密接な関係を保つことが重要である。
- h) 姿勢、動作やジェスチャーはどんな状況であっても自然でなければならない。

(4)スコア

同時の技：試合者双方が、同時に見える攻撃の後、畳に倒れ、主審及び両副審がどちらの技が優位か判断できないときは、双方にスコアを与えない。

(5)「始め」「待て」

- a) 主審は試合の流れを十分理解し、選手達による柔道の攻防・技術を熟知しておく必要がある。試合の動作を理解していない主審は、続行が許されるべきときに罰則を与えたり、「待て」を宣告して試合をつまらなくしている。
- b) 主審は進展がない寝技を止めることと、寝技への準備段階であり進展が起ころうとしている状況との違いを見極めることが大切である。進行をよく見極めるように注意する。
- c) 主審が、寝技の時に誤って「一本」及び「待て」と宣告したために両試合者が別れてしまったときは、主審と両副審は、できれば多数決の原則に従って、試合者の一方に不公平のないように、試合者双方をできるだけ元の位置に近付けてから試合を再開する。
- d) 場内から始まった攻防が、場外の位置で攻防が途切れた場合、直ぐに「待て」をかけること。攻防が継続している場合には「待て」をかけてはならない。

(6)ジェスチャー

- a) 主審は投げ技効果の宣告の際に、選手から目を離してはいけない。
*ただし、主審は何らかの異見に直ちに気づくために、少なくとも 1 名の副審をその視野に入れること。主審は、試合者の継続している動きを常に見ていなければならない。
- b) ジェスチャーは、正確に、力強く、少なくとも 3 秒から 5 秒間、継続させるものとする。審判に個性は必要ない。正確に早すぎず、遅すぎず、小さすぎず、オーバー過ぎない。また、ジェスチャーと発声は同時でなければならない。

- c) 「待て」の宣告時にはジェスチャーは掌を時計係の方向に向けながら、選手に向かって発声すべきである。
- d) 主審は、オーバーアクションにならずに腕のみでジェスチャーを行う。
- e) いずれの試合者がスコアを取ったか判断するのが難しい場合は、主審は開始位置（青または白）を指差さなければならない。
- f) 試合者に罰則を与える場合は、主審は、該当する動作を行い、左の試合者には左の人差し指で、右の試合者には右の人差し指で指差す。
- g) 訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示さなければならない。
- h) 宣告の取り消しにおいては、発声は必要としない。
- i) 主審は、必要ならば、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。

<公式ジェスチャー・・・2022 年～ 国際柔道連盟試合審判規程から抜粋>

主審は次のジェスチャーをする。

- ★試合場に入る際に「礼」をする
- ★選手が試合場へ到着するまで自然体で立つ
- ★選手が到着したら「招く」ジェスチャーをして選手を試合場内へ入れる
- ★「始め」「それまで」を宣告する際は自然体で立った姿勢で行う
- ★試合場を下がる際に「礼」をする

- 1) 「一本」 片腕を頭上高く伸ばし、掌を前に向けて挙げる。



- 2) 「技あり」 片腕を体の側方で、肩の高さに掌を下に向けて挙げる。



★「技あり」ジェスチャー

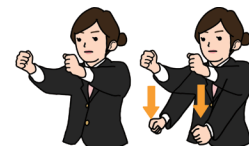
- ・まず、腕を胸前から、横へ動かし正しい位置で腕を伸ばす。
- ・副審、審判委員、そして時計係にはっきり見えるように動きながら3秒から5秒継続すること。ただし、体を回すとき、両試合者から眼を離さないように注意すること。

- 3) 「技あり、合せて一本」 最初に「技あり」の合図をし、その後「一本」の合図をする。
- 4) 「抑え込み」 試合者に向かって上体を曲げ、試合者の方へ掌を下に向けて片腕を挙げる。主審は時計係がタイマーを開始したことを確認してから、通常の姿勢に戻って試合をコントロールすること。
- 5) 「解けた」 体を試合者の方に曲げ、片腕を前方に挙げ、指を伸ばし親指を上にして上げながら左右に速く2、3回振る。時計係が時計を止めたことを確認する。

- 6)「待て」 片手を肩の高さに畳とはほぼ平行に挙げ、指を上にして開いた掌を時計係に向けて示す。
- 7)「そのまま」 上体を前方に曲げ、両掌で両試合者に触れる。
- 8)「よし」 両掌を両試合者にしっかりと当て、その後強く押す。
◇「そのまま」、「よし」を掛けずに、寝技を継続したまま「指導」を与えることもできるが、その場合はペナルティを犯している選手の視界に入る位置で行うこと。
- 9)「選手を立たせる」 掌を上にして畳に水平になるよう対象選手に向けて（肘から先の）両手を伸ばし、2回～3回数センチにわたり上下に動かす。主審は、選手がジェスチャーを明確に見ていることを確認する。
- 10)「宣告（スコア、罰則）を取り消す場合」 一方の手で宣告（スコア、罰則）と同じ合図を行い、もう一方の手を頭上に挙げ左右に2、3回振る。スコア、罰則を取り消す場合、発声は行わない。
異なるスコア、罰則に修正する場合は、取り消しの合図の後、出来るだけ早く行う。
状況が許されるのであれば、主審は両選手が見える状況で取り消しの合図を行うこと。
- 11)「無効（両選手に対して投技のスコアがない）」片手を頭上に挙げ、掌を内側（側頭部）に向けて左右に2、3回振る。発声は行わない。
- 12)「試合の勝者を示す場合」主審ならびに選手は、試合開始と同じ場所に戻る。主審は、一歩前に出て、掌を内側に向けて、勝者の方へ、肩の高さより上に片手を挙げる。その後、主審は一歩下がり試合開始と同じ場所に戻る。
- 13)「医師を呼ぶ場合」 医師に向かい、その方向から負傷した試合者へ掌を上に向けて片腕を振る。
（＊軽微の負傷の場合、医師のテーブルへ選手を向かわせても良い）
- 14)「罰則を示す場合（指導、反則負け）」握りこぶしから人差し指を伸ばして、罰則を与える試合者を指差す。両試合者に罰則を与える場合、主審は、該当する動作を行い、試合者を交互に指さす（左の試合者には左の人差し指で、右の試合者には右の人差し指で）。
- 15)「積極的戦意に欠けること」 胸の高さで両前腕を前回りに回転させ、人差し指で罰則を与える試合者を指差す。



- 16)「偽装的な攻撃」 手を握って両腕を前方に挙げ、その後両手を下げる動作をする。



- 17)「試合者に柔道衣を直させる場合」 帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。
- 18)「上衣を直さないことによる指導」 「待て」と「始め」の間に柔道衣を正さない

選手には2回目から罰則（指導）を与える。帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。その後、握りこぶしから人差し指を伸ばして罰則を与える試合者を指差し罰則を宣言する。

19)「場外に出たことによる指導」

https://www.youtube.com/watch?v=gXKjq5xVi_U 参照



20)「脚を掴んだことによる指導（帯から下への攻撃・防御）」

<https://www.youtube.com/watch?v=z5m78uWjxfc> を参照。



21)「片手でブロックしていることによる指導」



22)「両手でブロックしていることによる指導」

23)「クロスグリップによる指導」

24)「襟を腕で覆うなどして組み手を妨げたことによる指導」

25)「袖に指を入れたことによる指導」

26)「組み合わないことによる指導」

<https://www.youtube.com/watch?v=RzQY44qINf0> を参照。



27)「ピストルグリップによる指導」

★不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、スコアを得た試合者又は罰則を与えられた当該試合者の開始位置を指さす。

★その他の罰則の動作 罰則を与える理由を動作で示す（18条を参照のこと）

以下のジェスチャーは、以下のサイトで説明動画を見ることが出来る。

<https://www.ijf.org/news/show/refereeing-the-new-gestures>

★両肘もしくは両手、片肘・片手で着地した場合は、「技あり」と「指導」を与える

主審は、指導を与える選手に対して45度に向き合う。一歩下がり拳（拳は下向き）を握ったまま両腕を90度まで曲げ腕を畳と水平し一歩下がる。その後、通常の体勢（自然体）に戻り、指導を与える選手を人差し指で差す。

★「逆背負投による指導」

主審は、指導をあたえる選手に対して45度に向き合う。

両手とも握りこぶしを作り、どちらか一方の前に持って行き、この技の最初の動きのようにわずかに胴体を回転させる。

★「髪の毛の結び直しによる指導」

主審は、指導をあたえる選手に対して45度に向き合う。握った手で小指が側頭部に触れるようにする

（腕と同じ側の頭部を触る）。

★試合が中断する場合、主審は試合者に開始時の位置に安座することを指示できる。この場合、手を開き、掌を上にして、開始時の位置へ合図を示す。

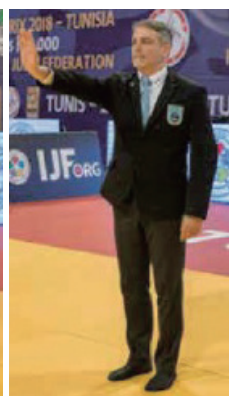
（公式合図の一例）



抑え込み



解けた



待つ



そのまま⇒よし



医師の要請



消極的指導



偽装攻撃の指導



一本



技あり



始め⇒それまで



勝者宣告



指導を与える

【副審】

- (1)常に試合状況を副審同士で確認し合うこと。
- (2)タイマー、スコアボードに間違いがないか確認すること。
- (3)判断の難しい場合は審判委員に確認する。確認はできる限り短い時間で行い、試合の流れを変えないようにすること。
- (4)試合は基本的に主審と副審で裁くので、過剰に審判委員の意見を求める必要はなく、自信と責任をもって裁くこと。

★以降は 副審が試合場にいる場合

- (1)背筋はまっすぐとし、椅子の背もたれに深く掛ける。
- (2)両手は膝に掌を下にして置く。
- (3)足はやや開きぎみにし、畳に平らに置く。
- (4)副審は、主審に対して過剰な影響を及ぼす行為をしてはならない。
- (5)副審は、主審より先に（技の効果の）ジェスチャーをしてはならない。
- (6)副審の姿勢も、審判団全体の威厳にとって重要である。
- (7)場内外のジェスチャーは、主審の技の評価の宣告か「待て」の宣告が行われるまで維持する必要がある。
- (8)副審は、得点表示係によって記録されたスコアが、主審によって宣告された得点を正しく記録しているかをも確認しなければならない。

【意見の相違】

★以降は副審が試合場にいる場合

- (1)異なった意見をもつ副審は、すぐに適切なジェスチャーを行い、他の副審がその意見を認識するまで持続しなければならない。
- (2)主審によって与えられた技の効果、罰則の意見に、副審がその価値を認めない場合、副審は頭上に片手を挙げ、二、三回振る。
- (3)副審 2 名が主審と異なった評価を示したが、主審が副審の合図に気付かなかったときは、副審は立ち上がり、主審が気付いて評価を修正するまで、自分の合図を維持しなければならない。
- (4)主審が、副審が立ち上がっているのに暫く（数秒間）気付かずにいるときは、主審に近い方の副審は、直ちに主審に近づき、多数決の異見を知らせなければならない。
- (5)主審、もしくは副審のうちの一人にのみ、罰則行為等がはっきりと見えて、他の二人に見えなく、そして判定を変えられるものがある場合のみ、合議は可能であり、必要である。

【合議】 *以降は副審が試合場にいる場合

- (1)合議は最小限にとどめなければならない。
- (2)主審は、両副審を「主審の開始位置」の少し後方、選手に聞こえる範囲の外に招く。
- (3)主審は選手の方に向かい、副審はその両側で内に 45 度向いて立つ。
- (4)主審は両選手を、副審は少なくとも一人の選手を視野に入れながら合議する。

- (5)合議の間、主審は副審一人ずつ意見を聞く。
- (6)一人の副審だけと合議をしてはならない。

【待機している審判員の留意事項】

★待機している審判員は、試合場が良く見えるテクニカルテーブルに座り、自身の試合の順番がくるのを待つ。大会中に、万が一、不測の事態が起こった時には対応できるように心掛けること。

【審判委員】

【審判委員】

- (1)試合を止める権限を有し、審判員に対し判断の修正を求めることが出来る。
その根拠として映像は必須である。また、審判員から意見を求められた場合、必ず応えなければならない。
- (2)残念ながら審判員がミスをしそうな場合に、ミスを防ぐ最後の砦である。その重大な責任を十分に理解し、試合の展開だけでなく、タイマーやスコアボードの把握などもしなければならない。
- (3)小さな判断の相違程度は介入すべきではなく、審判員を尊重しなければならない。
重大なミス、重要な判断が必要な場合は、それを看過することなく介入すべきである。

【スコアボードの訂正】

- (1)掲示に関する訂正は主審のみの権限である。
- (2)主審は掲示に誤りがあれば、試合を止め、訂正しなければならない。
- (3)もし、副審・審判委員が掲示板の誤りを発見したら、主審に伝える。

【ゴールデンスコア】

- (1)主審は「それまで」を宣告し、スコアボードの準備が出来次第、休憩なく「始め」を宣告して試合を開始する。
- (2)主審が「指導 3」で勝負を決しようとする場合は、「待て」をかけ選手の服装を直させる間に副審の同意を得ること。
- (3)* 試合者のどちらかが「指導 3」によって勝負が決定するときは合議をする。
「反則負け・それまで」、と宣告する。投げ技で終わる場合は「技あり・それまで」等と宣告する。
- (4)寝技において、「抑え込み」の場合、選手自身が解かない限り 20 秒（一本）まで継続される。
ただし、途中で抑え込まれている試合者が絞め技・関節技を施し、「参った」または「落した」場合、時間に関わらず逆転を認め、抑え込まれている試合者が勝利となる。
- (5)抑え込み時間が 10 秒以上 20 秒未満だった場合は、主審は「技あり」を宣告した後「それまで」を宣告する。

【反則】

- (1)すべての罰則は「軽微」な違反（指導）と「重大」な違反（反則負け）に分類される。
- (2)重大な違反とは、試合者の安全に対する侵害、あるいは柔道精神に反するもの。
- (3)主審が罰則を与えるときは、罰則に対する理由を簡単な動作で示さなければならない。

a)「指導」

（留意点）

- ★試合時間内に、選手が積極性に欠ける場合や違反とされる動き、重大な危険を伴わない行為、柔道衣の乱れ、髪（の結い直し）などの場合に与えられる。
- ★2回目の指導が与えられ、3回目の指導が与えられる場合「反則負け」となる。3回目の指導で反則負けとなった選手は、その後、（敗者復活戦等）試合があれば出場することが出来る。
- ★「指導」は、相手のスコアに反映されない。
- ★試合両者が同時に違反行為を行った場合、それぞれの試合者に違反内容に沿った罰則が与えられる。
- ★両試合者が指導2を受けており、その後、両者に指導が与えられる場合は両者ともに「反則負け」が宣告される。
- ★指導とされる行為であっても、その行為が明らかにスポーツ精神やフェアプレイ精神に反していれば、反則負けが与えられる（例：一方の選手が相手を投げるために1回より多く相手の足を踏みつける、もしくは、抑え込まれている選手が逃げるために抑え込んでいる選手の顔を乱暴に押すなど）。
 - ☆「1回より多く相手の足を踏みつける」とは、偶発的に踏みつけた場合1回目はノーペナルティ、2回目踏みつけた場合は故意であると判断し、反則負けが与えられる。
 - ☆「終了間際で、明らかに場外に逃げ回る」行為については、柔道精神やフェアプレイに反する行為と言える。
- ★仮に、青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、同時に白の選手が「技あり」相当の技で投げた場合、青の選手に「指導」、白の選手に「技あり」が与えられる。
- ★仮に、青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、同時に白の選手が「一本」相当の技で投げた場合、白の選手に「一本」が与えられ、試合は終了となる（指導は与えない）。
- ★仮に、白の選手が既に「技あり」を獲得している状況で、青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、同時に白の選手が「一本」もしくは「技あり」相当の技で投げた場合、白の選手に「一本」が与えられ、試合は終了となる（指導は与えない）。
- ★仮に、青の選手が「指導」を与えられる行為を行い白の選手を投げるなどした後、寝技の展開に移行した場合、主審は白の選手が寝技で有利な間は寝技を行うことを許す。しかし、寝技において、青の選手が有利になった場合、主審は「待て」を宣告し、青の選手に「指導」を与える。
 - （例：青の選手が、白の選手の抑え込みから逃れ、白の選手をコントロールしている状況、青の選手が、白の選手の抑え込み技から逃れ、絞技、関節技などを施す状況、並びに一端寝姿勢と認められる状況から、白の選手が自ら立ち姿勢に戻った場合については、主審は「待て」を宣告。）
- ★主審が罰則を与えるときは、罰則に対する理由を簡単な動作で示さなければならない。

(内容)

1. 試合において、勝負を決しようとしないうえ、故意に取り組まないこと（消極的指導）。
★消極的な進展なのか、技を施すには至らないが積極的な進展があるか見極める。積極的である場合は、消極的な進展の場合よりも少し時間的猶予を与える。
2. 片袖や片襟のみを掴んで勝負を決しようとしないうえ（ワンハンド）。
3. 立ち姿勢において組んだ後、極端な防御姿勢をとること。
4. 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意志のない攻撃を行うこと。
（偽装的攻撃）
★偽装的攻撃の定義とは以下の通りである。
 - ・取が投げる意思のない技を施す。
 - ・取が、組んでない状態で技を施す。もしくは技を施してすぐに手を離す。
 - ・取が、受のバランスを崩すことなく、一つの技、もしくは技を繰り返し施す。
5. 立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続けること。また絞って握ること。
6. 立ち姿勢において、勝負を避けるために、相手と片手又は両手の指を組合す姿勢を続けること。どちらが組み合わせているかを良く見極めること。
7. 故意に自身並びに相手の柔道衣を乱すこと、及び主審の許可なしに、帯や下穿の紐をほどこいたり、締め直したりすること。
★正しく柔道衣と帯を着用することは選手の責任である。柔道衣の乱れは試合中に各選手一度は許されるが、それ以上は指導が与えられる。
★試合者が試合場へ入場、退場する際、柔道衣を正しく着用していなければならない。柔道衣や帯が試合中に乱れた場合、選手は「待て」と「始め」の間、もしくは試合の中断中に、早急に着用の乱れを直す義務がある。
★主審は、「待て」と「始め」の間に柔道衣の乱れを直さなかった場合、(2度目以降は)指導（その指導が3回累積すれば、当然反則負けとなる）を与える。
 - ・故意に柔道衣を直すのに時間をかける行為にも指導を与える。
★主審は、選手の柔道衣や帯に原則触れてはいけない。主審が選手に触れるのは、例外的な場合（例：「よし」を宣告する場合）や選手の安全にかかわる場合（例：寝技で自身の上衣が頭にかぶさって選手の動きを妨げている場合）のみである。
8. 立ち姿勢において寝技を始めるために相手を引き込むこと。（*2018～2020年国際柔道連盟試合審判規程を参照）
9. 相手の袖口又は、下穿の裾口に指を差し入れること。
10. 立ち姿勢において、攻撃しないで、「標準的」な組み方以外の組み方をすること。
★「標準的」組み方とは、左手（右手）で相手の柔道衣の右側部より、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を、右手（左手）で相手の柔道衣の左側部より、すなわち袖、襟胸部、肩の上部、背部を握ることである。いずれにおいても帯より上を握ること。
*「標準的でない」組み方：片襟・片袖、両手で片襟、両手で片袖などのワンサイドグリップ、クロスグリップ、帯を握り続けること、ピストルグリップ、ポケットグリップ、片手もしくは両手で、相手の腕をブロックする行為、両襟等を強制的に押さえつけ、相手の腰を故意に曲げさせる行為等」
★柔道衣に触れただけでは組んでいるとはみなさない。

- * 試合者が「標準的でない」組み方を繰り返す場合は、「指導」を与える。
11. 相手の腕の下から首を抜き（ダッキング）、直ちに攻撃を行わない場合。
 12. 片足を相手の脚の間に入れて引っ掛けるだけで、直ちに攻撃しない場合。
 14. 立ち姿勢において、手または腕で相手の帯から下を攻撃・防御したとき。
★投げ技の終盤で帯及び帯の下を掴むことについては、寝技への移行の場合は指導とはならない。
★組んでいる手で相手の脚に触れても指導は取らない。
 15. 帯の端や上衣の裾を、相手の身体の中の部分にでも巻きつけること。（一周以上）
 16. 柔道衣を口にくわえること。
 17. 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかけること。
★「顔面」とは、額、耳、あごの線から前の範囲を意味する。
 18. 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかけること。
 19. 柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で絞め技を施すこと。
 20. 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出すこと。
★立ち姿勢の状況で、片足が試合場の外にあり、直ちに技を施さない場合、もしくは試合場内に直ちに戻らない場合は、「指導」が与えられる。両足が場外に出た場合は「指導」とする。
 21. 相手の胴（胴絞）、頸、頭を脚で挟んで絞めること（両足を交差し、両脚を伸ばして）。絞め技において（例：両手絞）のような技を施す場合、脚を交差して握りをアシストすることは禁止されている。
 22. 相手の手又は腕を、脚を利用して切ること。
 22. 技を掛けることなく、相手の脚や足首（踵部も含む）を蹴ること。
 23. 相手の握りを解くために、相手の指を逆にとること。
 24. 立ち姿勢において絞め技・関節技を施すこと。寝技への移行も認めない。
★その行為が非常に危険であった場合、相手に危害を与えるような場合は「反則負け」が与えられる。
 25. 寝姿勢において、相手の脚を過度に進展しながら絞め技・関節技を施すこと。
 26. 攻撃を行う前に少なくとも片方の組み手を持っていない状態でベアハグを仕掛けること。
 27. 片手、もしくは両手で相手の組手を切り、直ちに組みに行かない場合は指導が与えられる。但し、相手の組手を片手、もしくは両手を使って切った場合、直ちに攻撃を施した場合は指導を与えない。また、組手を切ったあと、その組手の少なくとも一方を持ち続けている場合は指導が与えられない。
 28. 相手に組ませないために自分の襟を覆う。
 29. 相手の腕や手を叩いて組手を切る。
 30. 逆背負投については、スコアを与えず「指導」を与える。
★背負投を施す際は、「受」が受け身を取れるように施技することが重要である。「取」が、「受」のコントロールを行うことなく、投げる方向を変え、かつ「受」の襟を釣手や引手としてねじるような背負投は、立っというが膝をついていうが、「受」にとって投げる方向もわからず、「受」自身が受身をする事が出来ない。
時に、受は首から畳に落ちることもあり、このような技は禁止される。
 31. 髪の毛の結い直しは、各選手各試合に一度は許される。それ以上に髪の毛の結い直しが必要な場

合は、指導が与えられる。

★しっかりと髪を結って試合に臨むことも非常に基本的なことであり、各選手に責任がある。

b)「反則負け」

【留意点】

★主審が直接的「反則負け」を与えた場合、原則、主審は全日本柔道連盟柔道審判規程の手順に沿って審判委員に通知しなければならない。報告を受けた審判委員は、大会運営者にその旨を報告する。

★柔道ならびにスポーツ精神に反する反則負け（直接的反則負け）については、例外事項を除いては、その後の試合に出場することは出来ない。ただし、トーナメントでそこまで勝ち上がった成績は記録として残る。

★以下の理由（例外事項、以下9・12）により反則負けを受けた選手は、その後の試合に出場することが出来る。

- ・ヘッドダイビング
- ・ヘッドディフェンス

★試合時間中に行われた禁止事項に対して、または特別な状況において、試合終了の合図の後に行われた重大な違反行為に対し、試合結果が与えられた後であっても、結果を覆らせることができる。

★「反則負け」を与える前に、主審は副審と審判委員の同意を得なければならない。両試合者が同時に反則を犯した場合は、両者各々の反則程度に応じて罰則が与えられる。

（内容）

1. 河津掛を掛けること。

相手の足に自分の足を巻きつけ、持ち上げて、捻りを加えて投げた場合「反則負け」。ただし、相手の試合者と向き合って相手の後方に向かって「大内刈」や「大外刈」のようにして投げた技や、「内股」のような技は認める。

2. 肘関節以外の関節をとること。

3. 背を畳につけている相手を引き上げ、柔道の技を用いることなく畳に突き落とすこと。

4. 受が取の後ろに位置し、取の支えている脚を内側から刈った場合

5. 主審の指示に従わないこと。

6. 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行うこと。

7. 特に首や脊椎など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作（故意に相手の足を踏みつけて技を仕掛ける及び故意に相手の頭髪を掴んで技を仕掛ける行為をすることも含まれる）をすること。

★これには、スコアでリードしている選手が試合時間終了間際に組み合わないよう場外に逃げ回るような柔道精神に反する行為も含まれる。

8. 腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れること。

★片手で相手の襟を握り、腕挫腋固のようにして（相手の手首が投げる者の腋の下に固定されている状態）、うつ伏せに倒れこむことは、負傷の可能性があるので、罰則が与えられ

るべき。相手をきれいに仰向けに投げようと意図しない動作は危険であり、「腕挫腋固」と同様に扱う。

9. 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から突っ込むこと。また、受を取の肩もしくは背中に乗せた状態で前方回転をして（頭から突っ込む）ことは禁止されている。更に、立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
10. 試合者の一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れること。
11. 硬い物質又は金属の物質を身につけていること。（覆っていても、いなくても）
12. 投技から逃れる為に「ヘッドディフェンス」で受けること。

★ヘッドディフェンス:柔道において重大な事故を防ぐために、受が（相手の投技に対して）背中から着地することやスコアを取られることを防ぐ為、頭や首、脊椎などに危害が及ぶ危険性があるにもかかわらず故意に頭部を使用する動作には反則負けが与えられる

★取が投技で相手を投げようと試みた状況、例えば、背負落、背負投、相手の両袖を掴んだまま施される袖釣込腰、相手の両襟を掴んだまま施される腰車など、受が故意ではなくヘッドディフェンスの形になった場合は特に注意深く判定が行われる。これらは、良く認められる例であり、別の投技でも起こりうる。このような場合は、取にも受にも罰則は与えない。

13. 蟹挟を施すこと。
14. 柔道精神に反する行為があった場合は、試合時間のいかなる時にでも直接的な「反則負け」が与えられる。
（これには、スコアでリードしている選手が試合時間終了間際に組み合わないように場外に逃げ回るような柔道精神に反する行為も含まれる）

【両者反則負け】

《トーナメント》

★両者が同時に直接的反則負け、もしくは（指導の累積）指導3による「反則負け」を受けた場合、「両者反則負け」として（通常の試合時間であっても延長戦であっても）、両者とも敗者となり、その場合の結果は、以下の通りである。

- ・決勝戦 両者ともに2位
- ・3位決定戦 両者ともに5位
- ・準決勝戦 両者ともに5位
- ・準々決勝・敗者復活最終戦 両者ともに7位
- ・予選（準々決勝までの試合）両者ともに敗者とし、個人戦の場合はそれにて終了となるが、トーナメントで勝ち上がった記録は残る。個人戦後に団体戦が行われる場合（世界選手権、オリンピックなど）は出場することができる。

《ラウンドロビン（総あたり）の場合》

- ・両選手に同時に指導3が与えられた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0-0となる。両選手とも、次に試合があれば出場することが出来る。

《団体戦 /IJF》

- ・両選手に同時に指導3が与えられた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0-0となる。両選手とも、次に試合があれば出場することが出来る。
- ・団体戦の代表戦（ゴールデン方式）について、仮に両選手が3回目の指導を（同時に）受けた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0-0となる。両者反則負けになった階級を含めて、再度抽選を行い、ゴールデンスコア方式で試合を行う。

★両者反則負け（直接的反則負けによる）

- ・（通常の試合時間であっても、ゴールデンスコアであっても）両者に直接的反則負けが同時に与えられた場合、審判長を含む大会委員会において最終結論をだす。

【試合結果の変更】

試合終了後でも、明らかに審判員・審判委員・掲示担当者のミスにより試合結果が間違えていた場合は、両選手を再度試合場に上げ「勝者指示のやり直し」もしくはGSから試合を再開する。但し、当該選手・チームの次の回戦が始まる前までとする。

【医療処置関係】

（負傷）

1. 負傷の原因が、負傷した試合者自身の責任と認められるときは、負傷した試合者が負けとなる。
2. 負傷の原因が、どちらの試合者の責任とも決めかねるときは、試合を続行できない試合者が負けとなる。
3. 隣接する試合場で試合をしている選手によって怪我を負った場合、負傷した選手は主審に医師の診察を要請する権利を有する。必要に応じて治療を施した後、選手が試合を継続できる場合はそのまま続けることができる。
4. 場外にある器物（LED、広告ボード、カメラマン、カメラ）によって怪我を負った場合、負傷した選手は主審に医師の診察を要請する権利を有する。必要に応じて治療を施した後、選手が試合を継続できる場合はそのまま続けることができる。

（疾病）

1. 試合者の一方が、試合中に発病し、試合続行が不可能となった場合、原則として当該試合者を負けとする。

（事故）

1. 外的要因（不可抗力）によって起きた事故の場合、主審は審判長、審判委員ならびに医科学委員会との合議の後、当該試合を中止又は延期とする。「不可抗力」の事態においては、大会事業委員会、大会主催者あるいは、審判長と審判委員が、最終判断をする。

（医師の診察）

- (1)主審は頭部または背部（脊椎）に大きな衝撃のあった負傷の場合、あるいは主審が大きな負傷についてのもっともな疑いをもったいかなる場合にでも、試合者に対処するために医師を呼ぶことができる。その場合、主審は、負傷した試合者のそばで、医師による行為が規定ど

おりのものであるか確認をする。このような場合には、医師はできるだけ短時間に試合者の診察を行い、主審にその試合者が試合を継続してよいか否かを報告する。また、原則として試合者1名に対し、1人の医師が試合場に上がることが認められる。医師に補助が必要な場合には、医師は先ず主審にその旨を報告しなければならない。医師が負傷した試合者を診察した後、試合続行不可能である旨を主審に告げた場合、主審は審判長／審判委員会／メディカル委員会と合議の上、もし、続行できないようであれば、「棄権勝ち」を与え試合を終了する。

(2) 試合者は主審に医療介入を求めることができる。ただしこの場合にはその試合は終了され相手に「棄権勝ち」が与えられる。

(医師の例外的な診察措置)

- ★医師は、選手の健康に危害を及ぼすような深刻な状況（例：頭からの危険な着地や絞技による気絶など）が起こった場合、自身の要請により試合場に上がる権利を有する。
- ★医師が、試合者の身体が極めて危険であると明らかに認めた場合（特に絞技）、医師は試合場のそばに行き、直ちに試合を中止するよう審判員に要求することができる。審判員は、医師が必要とする援助を全て行わなければならない。
- ★カデの大会で、絞技により意識を失った試合者は、その後の試合に出場することはできない。
- ★例外的な要請を正当なものとして扱うために、医師は試合場の傍に立ち、胸の高さで両手を交差させ審判員に緊急の診察を行いたい旨を通知する。審判員は、試合を中断し、医師が畳に上がることを許可しなければならない。
- *但し、このような措置が行われた場合、当該選手は試合に敗退することになるため、必要な時にのみ行われるべきである。

(出血を伴う負傷)

- (1) 出血を伴う負傷があった場合、主審は医師を要請し、止血させる。止血は場外で行われ、同試合場に割り振られている審判員が帯同する。
- (2) 出血をしている間は試合を行うことはできない。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当てを2回まで受けることができる。同じ部位の3回目の出血の時点で、主審は相手の試合者に副審と合議のうえ「棄権勝ち」を与える。
但し、IJF（SOR）では、「IJF 特別委員会は IJF メディカル委員会と協議し、同じ個所で2回より多く出血した場合でも止血できる（試合を継続する）ことを決定することが出来る」としているが、国内大会では導入しない。
- (3) 出血がある場合には、どのような場合にも常に粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などで覆わなければならない。
- (4) 安全面の見地から、主審は必要な回数医師を要請することができる。医師が試合者の手当てをする場合（止血においても）は、その医療援助はできるだけ短時間に済まなければならない。

(軽微な負傷)

- (1) 軽微な負傷や損傷は、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を自ら復すことを認める。整復後に医師が試合続行不可能と判断した場合は、その限りではない。

* 試合者が同じ指の整復を行うことは 2 回までしか認められない。同じ脱臼の 3 回目の再発の時点で、その試合者は試合を続行する状態にないとみなされる。主審は医師と合議した上で試合を終了し、相手へ「棄権勝ち」を与えなければならない。

* 「脱臼した指を自ら復すこと行為は直ちに行われなければならないが、選手の健全な関節の保全のため、特に十分な自己整復経験のない場合、選手は、手指・足指の関節を固定するためのテーピングを含む、医師による整復を場外で求めることができるものとする」と IJF (SOR) に記載をされているが、国内大会では導入しない。

(2) 軽微な負傷や損傷の場合

爪の損傷の場合、医師は爪を切ることを手伝うことができる。医師はまた睾丸の負傷を調整するのを手伝うこともできる。

(3) 試合者が嘔吐した場合、どのような場合でも相手の試合者の「棄権勝ち」となる。

(4) 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、3 ～ 4 秒程度様子を見て試合の続行を促す。

* 主審は、怪我をした選手が試合場から場外に運び出されるまで、試合場に残り診察もしくは緊急処置の様子を注視すること。必要があれば、医療スタッフが怪我をした選手を観衆の視線から遮る対処を行うこと。主審は、最後まで試合場に留まること。

【柔道衣（サポーター）、衛生、その他】

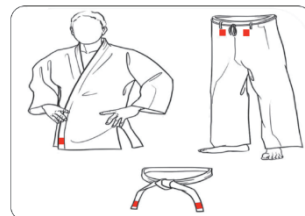
(1) 【柔道衣】

① 全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣（上衣、下穿、帯）を着用すること。

《上衣・下穿》

ア. 外枠が赤色の IJF ラベルがついているもの

- ・ 上衣（1 つ可能）
- ・ 下穿（どちらかに 1 つ可能）
- ・ 帯（どちらかに 1 つ可能）



イ. (赤色の IJF ラベルがついていない場合)

・ 「JU0000」「JUB000」と全柔連認証番号ラベルがついているもの

《帯》

ア. IJF ラベルがついているもの (外枠の色は赤・青どちらでも可)

イ. (IJF ラベルがついていない場合)

「JU0000」と表示された全柔連認証番号ラベルがついているもの (赤・黒どちらでも可)

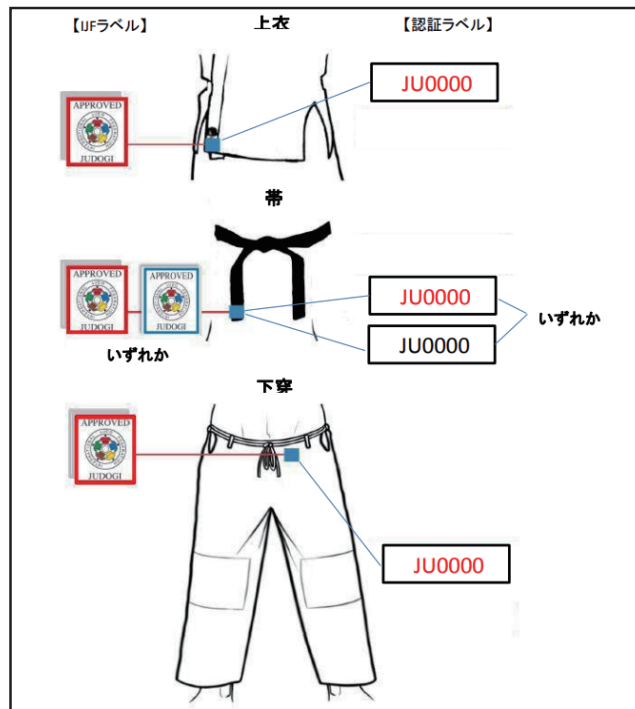
※ 女子選手の黒帯は白線の入っていないものを使用すること

※ 平成 27 年度より柔道衣規格が変更となっているため、最新の柔道衣リストは全柔連 HP 参照のこと

② 柔道衣はオリンピック・世界選手権代表選考試合等一部の大会を除き、白色のみを使用する。
帯は黒帯のみとし、女子の白線入りの帯は認めない。

③ 柔道衣の大きさが規定に合わない場合は出場を認めない。(主催者は予備の柔道衣を準備しない。)

新規格柔道衣の適用ラベルについて



(1)国内大会における女子選手 T シャツのマーキング

①色は白、半そで、丸首

②製造業者マークは、最大 30cm² のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。

③正式な国家、NOC、もしくは IJF 加盟連盟のエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大 100cm² とする。

④所属名称もしくは、所属を表すエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大 100cm² とする。

⑤いかなる商業的なマーキングもつけてはならない。

(2)試合者の柔道衣が、以上に示した条項に適していない場合は、審判員はその試合者にできるだけ短時間に、この条項に適した柔道衣に着替えるよう命じなければならない。

(3)柔道衣は清潔で、おおむね乾燥していて、不愉快な臭いがしないこと。

(4)手足の爪は短く切ってあること。

(5)試合者の個人的衛生状態がよく保たれていること。

(6)長い髪は試合相手の迷惑にならないよう束ねること。

(7) (3) (柔道衣) 及び (4) ならびに (5) (衛生) の必要条件に適合していない試合者は、試合する権利を放棄させられ、三者多数決に従って試合がまだ始まっていなかった場合には「不戦勝ち」が、試合がすでに始まっていた場合には「棄権勝ち」が相手に与えられる。

(8)マウスピースの着装について

事前に審判員（または、試合場係員）へ申し出ることによって着装することができる。但し、白もしくは透明なものに限る。

(9)下穿きの下に着けるスパッツ等の長さは、膝よりも短いことを原則とする。

IV

現行国際柔道連盟試合審判規程 (2022 年 4 月 1 日より完全施行)

国際柔道連盟試合審判規程変更点について (2022 年 4 月 1 日より有効)

付加 : (2022 年 3 月 9 日更新版 SOR などを参考)

2021 年 12 月に示された IJF 審判規程の変更点・12 ポイントについて

変更点 1 :

- ★技を掛け始めてから中断せず、継続した動きの中で投げ技が決まり、その技がスコアを与える基準を満たしている場合はスコアを与える。ただし、技が中断した場合はスコアの対象としない（ノースコア）。

変更点 2 : 「技あり」の基準 1

- ★体側全体が 90 度以上背中側が接地した場合、「技あり」とする。
- ★体側全体が（90 度以上背中側に傾いて接地した場合）肘が外側に出てもスコアを与える。
- ★「体側の全体」は「腰」と「肩」のポジションをみること。
補足※今までは引手を引いて肩が付いていれば多少は体がうつ伏せ気味でもスコアにしていたが体が直上から見て 90 度かどうかで見極める。

変更点 3 : 技有の基準 2

- ★片方の「肩」及び「背中上部」が接地した場合「技あり」とする。
補足※一部分が畳に接地していればスコアとして認める。

変更点 4 : 「技あり」の基準 3

- ★「受」が同時に両手、両肘または片肘・片手をついた場合、「取」に「技あり」を与えると共に「受」にも指導を与える。
補足※寝技の攻防に移った場合「受」が有利になったら「待て」。累積指導 3 になった場合は反則負けを優先させる。

変更点 5 :

- ★IJF 通称「Rollover counter technique（めくり：ジャンプオーバー）」はノースコアである。
補足※谷落・内股すかし・内股返などは有効。寝技の攻防としては継続していれば認める。

変更点 6 :

- ★IJF 通称「Reverse Seoi Nage（逆背負投）」はノースコア、指導である。
補足※故意なのか、たまたま片襟背負で反対側に落ちたのか見極める。

変更点 7 :

- ★技の最後の動作で帯より下に触れることを認める（投げた場合はスコアとなる）。

★技が中断した場合に帯より下を掴んだ場合は寝技としてみなす（スコアやペナルティは与えない）。

補足※主に払巻込・外巻込を指し、背負投からの脚取りや脚を抑えながらの小内巻込などは認めない。

変更点 8：

★両腕で襟と奥襟を持って相手を屈ませるような状態になった場合、持っている方がポジティブな展開

（ブロッキングをしていない場合）であれば、ベンディングによる指導はとらない。

変更点 9：

★帯、片側、クロスグリップ、ピストル・ポケットグリップはすべて標準的な組方ではない。

★標準的な組方ではない組手の場合、技の準備を行う時間が与えられる。

補足※攻撃を仕掛けようとしていなければ「指導」

変更点 10：

★（相手の）組手を片手、もしくは両手で切り、直ちに組手を持ち直してポジティブな展開であれば、「指導」ではない。

★（相手の）組手を片手、もしくは両手で切り、直ちに組手を持ち直さない場合は指導を与える。

補足※脚で切った場合、叩いて切った場合はその後の動きに関係なく「指導」

変更点 11：

★「柔道衣の直し」、「髪の直し」は 1 試合にそれぞれ 1 回認められる。2 回目は「指導」である。

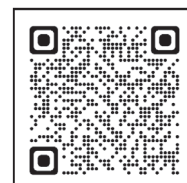
変更点 12：

★ヘッドダイビングは危険な為、「反則負け」になる。

補足※頭を付けずに正面から飛び込むような技はもちろん「反則負け」

◎全柔連 HP：【審判委員会】国際柔道連盟審判規程一部改正（2021.12）解説動画の公開について

参照 <https://www.judo.or.jp/news/9672>



柔道衣

- ・より効率的に、より良い組み手で組むことができるように、柔道衣の上衣は、きつく縛った状態の帯の中に収まっていなければならない。さらに、選手は、主審が「待て」を宣告してから「始め」を宣告するまでの間に、上衣と帯を素早く正すこと。
- ・仮に選手が時間を稼ぐ目的で、柔道衣もしくは帯を乱した場合、「指導」を与える。

試合時間

- ・男女とも 4 分

試合の決着

- ・規定試合時間（4 分）において、試合は「技あり」、もしくは「一本」のテクニカルスコアでのみ決着がつくこととする。
- ・（直接もしくは累計による）「反則負け」を除き、「指導」（1 回目、2 回目）の違いだけでは勝者を決定しない。
- ・「指導」は、相手のスコアとはならない。
- ・「指導」の上限は 3 回とし、3 回目の「指導」は「反則負け」とする。

ゴールデンスコア

- ・規定の試合時間が終了した時点で両者にスコアがない、又はスコアが同等である場合、「指導」の有無にかかわらず、その試合はゴールデンスコアに移行する。
- ・ゴールデンスコアに移行する前に与えられたスコアならびに「指導」は、ゴールデンスコアに持ち越され、引き続きスコアボードに表示される。
- ・ゴールデンスコアにおいては、スコア（「技あり」か「一本」）又は「反則負け」（直接的又は「指導」の累積による）によってのみ勝負が決まる。
- ・「指導」は、相手のスコアとはならない。

立技におけるスコアの評価

- ・スコアは「一本」と「技あり」のみとする。
- ・一本は、技を掛けるか相手が攻撃してくる技を返して、最適な理合い（*）を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与えられる。
（*）“ikioi” = 力強さとスピードを伴った“勢い”を意味する。“hazumi” = 技術、キレ、リズムを伴った巧みさを“はずみ”という。
- ・一本の評価基準
 1. スピード
 2. 力強さ
 3. 背中が着く
 4. 着地の終わりまでしっかりとコントロールしている
- ・ローリングは、（背中の一部が）着地してから中断せずに背中が着いた場合にのみ「一本」を与える。

- ・ 受が着地する角度によりスコアの評価が変わるが、以下の図のように転がり背中を着いた場合、一本とする（※他の基準を満たす場合）。



※全柔連事務局注：

講道館柔道本来の一本の定義に近づく形で合意された。上記は IJF 発行資料の和訳であるが、以下に講道館柔道の本一の定義を記載する。

『柔道の本一の定義』

「技を掛けるか、又は相手の技をはずして、相当の勢い、あるいははずみで、だいたい仰向けに倒したとき」

スコアの評価

- ・ 「一本」の4つの評価基準全てを満たしていない場合、「技あり」が与えられる。
- ・ 「技あり」の評価には、以前の「有効」も含まれる。
- ・ 「技あり」2つで「一本」（技あり、合せて一本）とし、試合は終了する。
- ・ 着地してから動作が一時中断し、その後ローリングした場合、もしくは体側が着地してからローリングした場合（下肢から肩、もしくは肩から下肢）、「技あり」を与えることが出来る。
- ・ 受が着地する角度によりスコアの評価が変わるが、以下の図のように転がった場合、技有とする（※他の基準を満たす場合）



「技あり」

- ・「技あり」の評価は、以前の「有効」と「技あり」を併せたものとする。
- ・投げられる際に両肘又は両手、片肘・片手を同時につき着地した場合、「技あり」が与えられる。
尚、この場合、投げられた方には「指導」が与えられる。
- ・片肘、尻もち、または膝をついて着地し、継続的な流れで直ちに背中を着いた場合、「技あり」が与えられる。
- ・体側全体が 90 度以上背中側、もしくは片方の「肩」と「背中 上部」が接地した場合、技有とする。



「技あり」ではない



ブリッジ

- ・ 故意にブリッジの体勢で着地した全ての動作は「一本」とする。



ヘッドディフェンス

- ・ (相手の投技に対して) 背中から着地することやスコアを取られることを防ぐ為、故意に頭部を使用する

動作に対しては「反則負け」が与えられる。この場合、受はうつ伏せもしくは膝付き状態で着地する。この行為により反則負けが与えられた選手に関しては、次の試合がある場合（敗者復活戦、3 位決定戦など）は出場することができる。



故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

- ・ 取が投技で相手を投げようと試みた以下のような状況においては特に注意深く判定が行われる。
 - － 背負落（注：背負投、一本背負投の形で直下に投げ落とす技）
 - － 背負投
 - － 相手の両袖を掴んだまま施される袖釣込腰
 - － 相手の両襟を掴んだまま施される腰車

上記は例であり、別の投技でも故意ではないヘッドディフェンスは起こり得る

故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

例 1：背負落（注：背負投、一本背負投の形で直下に投げ落とす技）



故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

例 2：相手の両袖を掴んだまま施される袖釣込腰



故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

例 3：相手の両襟を掴んだまま施される腰車



ヘッドダイビング

全てのヘッドダイビング行為は、危険な為、反則負けが与えられる。

この行為により反則負けが与えられた選手に関しては、次の試合がある場合（敗者復活戦、3 位決定戦など）は出場することができる

★頭から突っ込んでの投げ技 頭から畳に突っ込むように投げる技は反則負け。

従来では対象でなかった頭の側部でも同様に反則負けとなる。

★今までのルールと変わらないが、（特に子供が真似をして首を怪我するような事案が発生しないようにするため）より厳格に判断する。



返し技

- ・返し技において、取（返し技をかける側）が畳に着地する衝撃を利用して技を施すことは認めない。
- ・どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。
- ・着地後のいかなる行為も寝技とみなす。

抑え込み時間

- ・10 秒で「技あり」、20 秒で「一本」とする。

抑え込み

- ・裏固は（抑え込み技として）有効である。

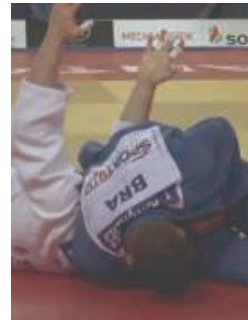


抑え込み

このような形の抑え方は抑込と認めない。



- ・寝技で（取が）腕や脚を使って（受の）腕を含まず首だけを固めて受をコントロールした場合（抑え込んだ場合）、「待て」を宣告する。

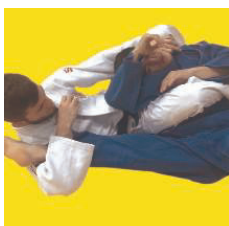


★相手の頭部または、首のみを、腕または脚で抱えたような抑え込みは許されない。
「待て」を宣告する。



指導

- ★これらの行為が見られた場合、主審は直ちに「待て」を宣告し、「指導」を与える。
- ・相手の脚を過度に伸展して施す絞技・関節技は禁止とする。
- ・取が絞技を施しながら、受の脚を過度に伸展する状況においては、特に注意深く判定が行われる。



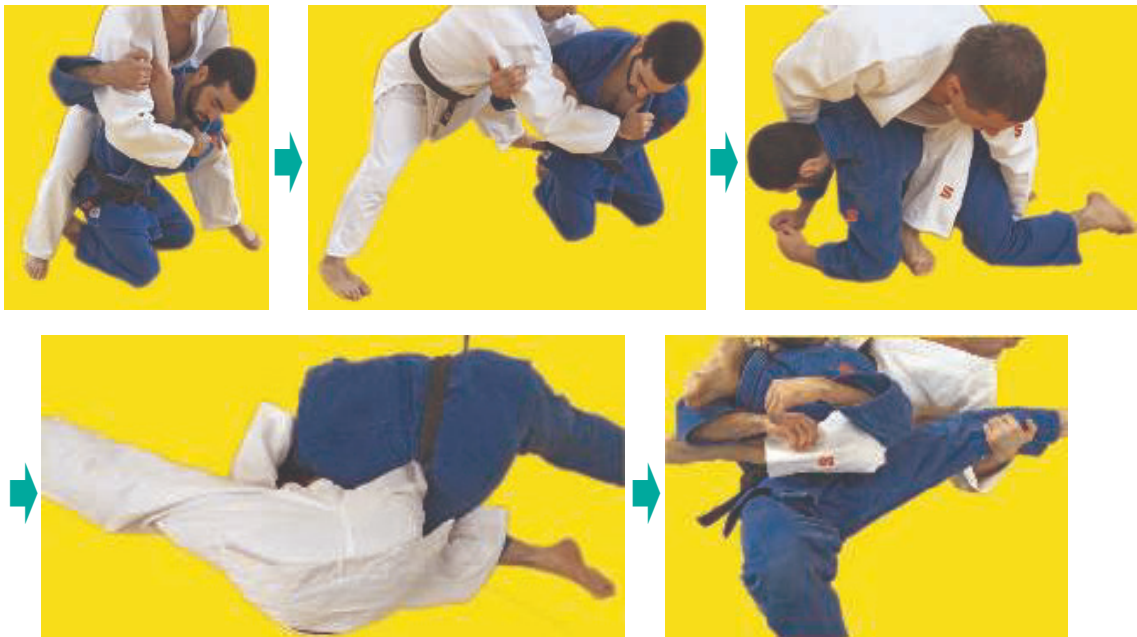
絞技（罰則行為）

- ・自身もしくは相手の帯、上衣の裾、もしくは指だけで絞技を施すことは認められていない。
- ・これらの行為を行った場合「指導」が与えられる。



有効なアクション（指導ではない）

- ・投技の動きが終わり、両選手が明らかに寝技に移行した場合に限り脚を掴んでもよい。立ち姿勢である取（白）は受が寝姿勢であるので、関節技、絞技をかける事ができる。
- ・技の最後の動作で帯より下に触れることを認める。(投げた場合はスコアとなる)
- ・技が中断した場合に帯より下をつかんだ場合は寝技とみなす。(スコアやペナルティは与えない)



寝技の継続

- ・寝技が試合場内で始まり、どちらかの選手の継続した動作により場外に出た場合、「待て」はかけない。
- ・場外における寝技で、試合者が安全地帯の外へ出た場合、審判委員ならびに審判長と協議した後に審判員によって、その判断がなされる。その判断、あるいは申し合わせ事項に従って主審は「一本、それまで」を宣告する場合も生じる。
- ・取もしくは受が相手を投げる意思を伴う投技又は返し技を施した場合、寝技（絞技や関節技）への移行は認められる。

- ・投技が試合場外で決まった後、直ちに一方の試合者が試合場外で抑え込み、絞技、関節技を施した場合、技が続いている限りこれらの技は認められる。
- ・場外の寝技においては、選手への危険性や隣の試合場への影響がない場合は継続している限り「待て」は宣告しない。

腕返

- ・立技で腕返が施された場合、主審は直ちに「待て」を宣告し「指導」を与える。



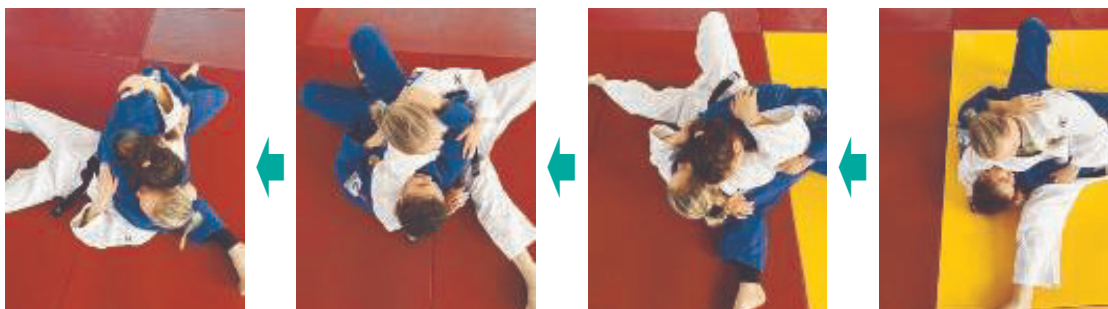
抑え込み

- ・「抑え込み」が宣告されている場面で、受が取の脚を上から、もしくは下から自身の脚を巻き付けた場合には、「解けた」が宣告される。



抑え込み

- ・抑え込みが場内で宣告された場合、（両者が）場外に出ても抑え込みは継続される。
- ・場外で寝技（抑え込み）が施されている時に、受が（※写真のような動作で）継続性をもって主導権を奪い抑え込みの体勢となった場合、（※取の抑え込みを「解けた」とした後、受の）抑え込みを宣告する。



国際柔道連盟試合審判規程 -2022 年 4 月 1 日より有効

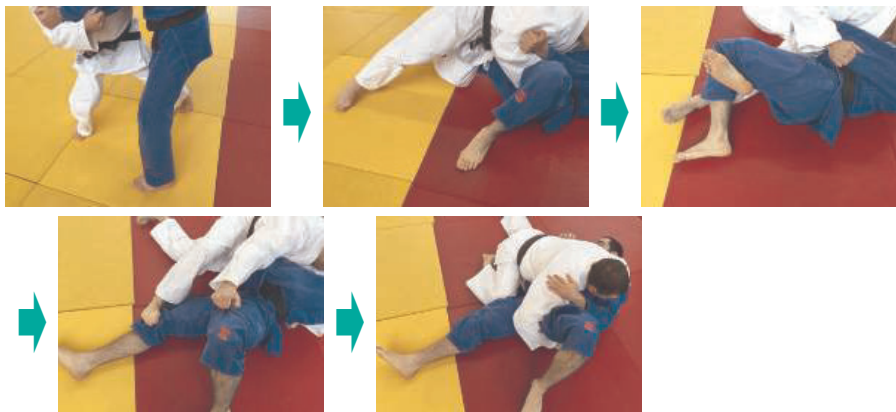
- ・「抑え込み」が試合終了の合図と同時に宣告された場合、又は残り時間がその「抑え込み」の完了に不足である場合には、試合時間は「一本」(又は同等のもの)が宣告されるか、主審が「それまで」を宣告するまで延長される。
- ・「抑え込み」が継続している間、抑え込まれている選手(受)は抑え込み技、絞技及び関節技を施すことができる。試合時間は、「一本」(又は同等のもの)が宣告されるか、主審が「それまで」を宣告するまで延長される。

有効なアクション (「待て」を宣告する場面ではない) 絞技



有効なアクション (「待て」を宣告する場面ではない)

- ・場内で始まった行為については、継続される。



- ・場内で始まった行為については、継続される。



有効なアクション (「待て」を宣告する場面ではない) 関節技

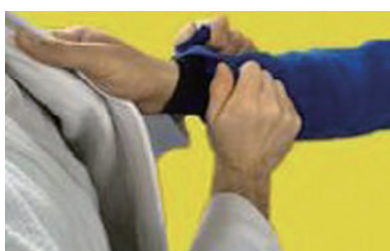


注意：立技については、場内で始まった技については、以下のことに留意すること。

- ・一人の試合者のみが場内にいる状況で投技を掛け、技を施している中で両者が場外に出た場合、安全地帯から出る危険性や隣の試合場への影響がなく、投技の動作に継続性があり、投げた場合はスコアを認める。
- ・同様に、場外にいる選手が返し技で投げた場合、投技が場内から始まり、安全地帯から出る危険性や隣の試合場への影響がなく、投技の動作に継続性がある場合、スコアを認める。

指導 or ノーペナルティ

【相手の組み手を両手で切る】



★切り離しの反則 組み手を切った場合は、すぐに自分から組み直さなければ指導

- ・（相手の）組手を片手、もしくは両手で切り、直ちに組み直してポジティブな展開をすれば、「指導」ではない。
- ・（相手の）組手を片手、もしくは両手で切り、直ちに組手を持ち直さない場合は「指導」を与える。
- ・補足ポイント 1：組手を切った選手が、(自身の組手を離すなど)ただちに持ち直さなかった場合は指導を与える。
- ・補足ポイント 2：両手で組手を切って積極的な展開に進めば「指導」は与えない。
- ・補足ポイント 3：脚を使って組手を切る行為は（その後の展開にかかわらず）指導を与える。

【相手の腕や手を叩いて組手を切る】⇒「指導」



【相手に組み手を持たせないために襟をガードする】⇒「指導」



【相手の手をブロックする】⇒「指導」



【脚を使って相手の組み手を切る】⇒「指導」



標準的でない組み方

・ 審判の判断や、（※選手や観客などの）理解を簡潔化する為、いくつかの柔道衣の握り方を含む、全ての標準的でない組み方（ピストルグリップ、ポケットグリップ等）については、以下のとおりである。

★攻撃につながるような標準的ではない組み方は認められる。動かして、さらに動かしてなどして、攻めている状態であれば認められる。

★標準的ではない組み手 後帯、片襟、クロスグリップ、ピストルグリップ、ポケットグリップは攻撃準備段階では認める。

・ 帯、片側、クロスグリップ、ピストル、ポケットグリップはすべて標準的な組み方ではない。

・ 標準的な組み方ではない組手の場合、技の準備を行う時間が与えられる。

・ 補足：今までの「直ちに」からは、技を準備するための時間が選手(取)に与えられる。



・ 攻撃せずこの状態を継続すれば、これらの組み方に対しては「指導」が与えられる。



ベンディングポジション

- ・両腕で、特に襟と奥襟を持って相手を屈ませるような状態にさせ、直ちに攻撃をしない場合、ブロックをしている行為として「指導」が与えられる。
- ・但し、これらの組み手において、攻撃中であれば認められる。
- ・ポジティブな展開(ブロッキングをしていない場合)であれば「奥襟」と「襟」を認める。



片足、もしくは両足が場外

- ・片足が場外に出ている場合、直ちに攻撃しない、もしくは直ちに場内に戻らない：「指導」
(アクションなく両足が場外に出た場合)「指導」

「指導」



青の選手が直ちに場内に戻らない
もしくは直ちに攻撃をしない:「指導」



ベアハグ

- ・ベアハグを行う場合は、攻撃する選手が、攻撃を行う前に少なくとも片方の組み手を持っているなければならない。



- ・両手同時にもしくはほぼ同時に(ベアハグの体勢に)組む事は認めない。柔道衣に触れただけでは組んでいるとはみなさない。しっかり柔道衣を握っていること。

有効な握り方（写真のように片手でしっかり組んだ状態から攻撃した場合はベアハグによる指導は取らない）



ベアハグ・脚取り：ダブルポイント

- ・ 青の選手がベアハグをした後に、もしくは青の選手が脚取りを行った後、白が青の選手を投げて「技あり」を獲得した場合、スコア（白に「技あり」）に加えて罰則（青への「指導」）が与えられる。
- また、3 回目「指導」の場合は「反則負け」が優先される。

脚を巻き付けるポジション

- ・ 脚を巻きつける行為は、直ちに攻撃しない場合「指導」が与えられる。



河津掛「反則負け」



脚取り（罰則行為）

- ・ 脚取り、もしくは下穿きを掴む行為に対しては、毎回「指導」が与えられる。
- ・ 「指導」が3 つ累積した場合、「反則負け」となる（脚取り指導 2 回での「反則負け」の廃止）。
- ・ （組み手がない状態で）帯より下を掴む全ての行為には指導が与えられる。



脚取りではない

組んでいる手で相手の脚に触れることは有効なアクションであり、「指導」は与えられない。



“肩三角グリップ”相手の首と片方の肩を両腕で抱える行為

寝技の場合、肩三角グリップを施しても良い



寝技において、脚で相手の体を固定し肩三角グリップを施すことは禁止行為であり「待て」が宣告される。



立技における肩三角グリップは「待て」が宣告される



- ・（立技において）肩三角グリップの状態故意に投技を施した場合、反則負けが与えられる。
（肩三角グリップによる投技の行為が）寝技の場面から始まった場合には直ちに「待て」が宣告されなければならない。



- ・写真における全ての場面では、青の選手は（相手の）脚に触れることが出来る。

寝技の定義

- ・両選手の両膝が畳についている場合、寝技とみなす。



（立技から動きの流れが止まった場合や、寝技で攻める意志がなく）相手と一切接触がない場合「待て」が宣告される。



腹ばいになった場合、青の選手は寝姿勢とみなされる。

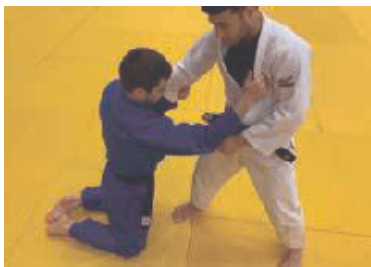


- ・青の選手が両肘ならびに両膝が同時に畳についた場合、白の選手は寝技に移行する技しか施すことが出来ない。この状態で、投技を施してもスコアにはならない。



寝技の定義

- ・白の選手は、写真の状態から投技を施すことができる。ただし、攻撃は直ちに行われなければならない。



国際柔道連盟試合審判規程 -2022 年 4 月 1 日より有効

- ・ 立ち姿勢の選手（写真：白）が組手を制御している場合、膝をついている選手（写真：青）も依然立ち姿勢の状態であるとみなし、投技の規定が適用される。ただし、白が直ちに攻撃しなかった場合、主審は「待て」を宣告する。膝をついている選手（写真：青）は、投げられるのを防ぐために白の脚を掴む（※その他脚取りに該当する行為）ことはできない。もし、そのような行為を行った場合は指導が与えられる。



- ・ 白の選手は、写真の状態から投技を施すことができる。ただし、攻撃は直ちに行われなければならない。



関節技・絞技をかけてはいけない場面

- ・ 両者が立ち姿勢の状態関節技、絞技を施すことは禁止する。直ちに「待て」を宣告し「指導」を与える。
- ・ ただし、これらの行為が（相手にとって）危険である場合、もしくは怪我を負わせるような行為であった場合は、通常通り「反則負け」が与えられる。

投技が有効な場面

- ・ 取（青）は投げることを目的とした捨身技をかけた後、以下の様な体勢の時に寝技へ移行できる。



- ・ 投げることを目的とした技もしくは返し技を施した後、以下のような 体勢において取（青）は投技を施すこともできるし、寝技（関節技、絞技、抑込）にも移行できる。



逆背負投

- ・ 逆背負投をかければ「指導」となる。

★背負投では、「受」が前回り受身の状態になるが、逆背負投では「受」は後ろに引かれ、後ろ受身の状態になり、受身が取りづらい。ただし、実際の試合では、いろいろなケース（技）があることが事実であり、審判の立場で判断すると明らかな逆背負いであることが最初の条件になるが、背負投を得意とする選手の立場からすると、反対の肩口から落ちる場合には、逆背負投と判断されることがあることに留意し、技を組み立てることが必要である。今の段階では、逆背負投の定義が細かく規程できていないことを選手は理解することが必要。

★ IJF 通称「Reverse Seoi Nage(逆背負投)」はノースコア、指導である。(1 回目から指導)

- ・ 理由 1：受身が取りにくい技であり、(特に子供に対して)危険である。
- ・ 理由 2：「崩し」「作り」はあるが、「掛け」がないため、技として認めない。

逆背負投



柔道衣、髪を直す行為

- ・ 審判から指示されて服装を正す、ヘアゴムなどで髪を結い直す行為は 1 試合 1 度まで。2 度目からは指導。

- ・ 補足ポイント：故意に帯をほどくことは今までと変わらず「指導」である。

★これまでも、柔道衣については「待て」と「始め」の間に、主審が「柔道衣を直しなさい」というジェスチャーを示し、直さない場合にはやはり主審が指示をし、2 回目は「指導」であった。髪のかき直しについても、柔道衣と同じように考えてもらえばよい。（髪のかき直しの反則規程はルールブックにはなかった）髪を束ねているゴムが、取れていないのに、自らゴムをとりはずし、かき直し行為は遅延行為となり、「指導」となる。ただし、審判の同意があればかき直せる。

めくり技

- ・ 相手の背後からめくるように返していく技は技認定なし。

- ・ IJF 通称「Rollover counter technique（めくり）」は、ノースコアである。

- ・ 理由 1：講道館が認めている技ではないため（「取」の反対側に飛ぶだけの行為や技として定めていない：「俗称・ジャンプオーバー」）内股に対しては、内股返、内股すかし、谷落などほかにも施す技がある。

- ・ 理由 2：めくり技をかけられた「受」の首に、過度の負担がかかるなどの危険性があるため。

- ・ 補足ポイント 1：両者、寝技への継続は認める。

★払腰、内股、払巻き込み等をかけた相手がつぶれ、それを抱え自ら相手の反対側に飛んで倒れながら相手の背中をつける。通称「めくり」で、長年、IJF に申入れをしてきたノースコアが認められた。

★めくり（ジャンプオーバー）でない場合は、返す側の足がついており、飛び越え状態ではない。



ネガティブ柔道（SOR 第 23 条）

- ・両試合者が3つ目の「指導」を同時に受けた場合（通常の試合時間及びゴールデンスコア）、「両者反則負け」となり、両選手は大会から失格となる。
- ・直接的「反則負け」が両選手に与えられた場合、IJF ジュリーが対応を決定する。
- ・失格となり得るような非道徳的な行為が選手にあった場合、IJF は選手をその大会から除外することができる。

重要

スコアや罰則をどちらに与えるかが明確でない場合、フェアプレー精神の観点からいかなる決定も下さず、選手が試合を継続することが望ましい。

2020 年 4 月 1 日施行 適用罰則

全柔連発 19・0967 号
2020 年 2 月 28 日

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
(公印省略)

新たに適用される罰則（指導・反則負け）の施行について

国際柔道連盟では、本年1月11日～12日カタール・ドーハで開催されたレフリーセミナーにおいて、新たに適用される罰則として、「攻防に関係のない行為で、相手の柔道衣を乱す行為」に対して「指導」を付与すること並びに「故意に相手の足を踏みつけて技を仕掛ける及び故意に相手の頭髪を掴んで技を仕掛ける行為」に対しては、柔道精神に反する行為として「反則負け」を付与することを決定いたしました。

本年に開催される2020年東京オリンピック柔道競技でもこの罰則が適用される為、日本国内でも早急に適用する必要があります。

別紙の全柔連主催大会では4月よりこの罰則を導入しますが、各主催団体におきましては、施行期間に猶予を設ける等の措置を講じながら、導入を検討して頂きますよう、お願いいたします。

記

1 新たに適用される罰則「指導」の内容

従来は、「攻防に関係の無い行為で、自らの柔道衣（裾部分）を帯から出す行為（図1-1, 1-2）」を対象としていたが、今後は、「攻防に関係の無い行為で、意図的に相手の柔道衣（裾部分）を帯から出す行為（図2-1, 2-2, 2-3）」も対象となり、「指導」が付与される。通常の攻防の中で、偶発的に相手の服装を乱すことは対象とならない。

なお、図3の行為については、国際柔道連盟が本年2月のグランドスラム・デュッセルドルフにおいて、追加承認したものとなる。

図1-1



図1-2



図2-1



図2-2



図2-3



図（2-1, 2-2, 2-3）の様に、青が組み合っていない状態から、自の整えられた柔道衣から意図的に裾部分を引き出した場合に対象となる。

図3-1



図3-2



図3-3



図（3-1, 3-2, 3-3）の様に、青が組んだ状態から、白の整えられた柔道衣から意図的に裾部分を引き出した場合に対象となる。

2 新たに適用される罰則「反則負け」の内容

「故意に相手の足を踏みつけて技を仕掛ける及び故意に相手の頭髪を掴んで技を仕掛ける行為」は、柔道精神に反する行為として「反則負け」が付与される。但し、1回目は偶発的に起きうる可能性もあるので「待て」として、ノースコア、ノーペナルティで試合を継続する。2回目が起これば、故意であると判断し「反則負け」を付与する。

図4-1



図4-2



図4-3



図4-4



図（4-1, 4-2, 4-3, 4-4）の様に、白が故意に青の足を踏みつけてから、技を仕掛けた場合に対象となる。

以上

【別紙】

新たに適用される罰則（指導・反則負け）の施行について 大会への適用

① 2020 年 4 月 1 日より全柔連単独主催大会では原則として改正された国際柔道連盟試合審判規程を適用する

対象大会：全日本選抜体重別選手権大会

全日本カデ体重別選手権大会

全国小学生学年別大会

全日本ジュニア体重別選手権大会

マルちゃん杯全日本少年大会

講道館杯全日本体重別選手権大会

② 実行委員会のある大会においては実行委員会の判断に委ねる

対象大会：皇后盃全日本女子選手権大会

全日本選手権大会

全日本少年少女武道錬成大会

全国高等学校選手権大会

近代柔道杯全国中学生大会

③ 共催大会においては①の方針を申し入れ、関係団体と協議の上、決定する

対象大会：インターハイ柔道競技会

全国高等学校定時制通信制大会

全国中学校大会

国民体育大会柔道競技会

国際柔道連盟試合審判規程 改正に伴う国内大会への適用 について（通達）

2021 年 12 月に国際柔道連盟により国際柔道連盟試合審判規程（以下 IJF 規程）の改正の公表があり、2022 年 1 月から開催される国際大会から実施となっております。

これに伴う本連盟主催大会への適用については、下記となりますので、ご確認ください。

大会への適用

2022 年 4 月 1 日以降の大会から適用する。ただし、2022 年 4 月 1 日以前に行われる予選会については、現行のルールで行うこととする。

1. 2022 年 4 月 1 日より本連盟単独主催大会では原則として改正された IJF 規程を適用する

対象大会：全日本選抜体重別選手権大会

全国小学生学年別大会

全日本ジュニア体重別選手権大会

マルちゃん杯全日本少年大会

講道館杯全日本体重別選手権大会

2. 実行委員会のある大会においては実行委員会の判断：；に委ねる

対象大会：皇后盃全日本女子選手権大会

全日本選手権大会

全国少年大会

全日本少年少女武道錬成大会

全国高等学校選手権大会

近代柔道杯全国中学生大会

3. 共催大会においては 1. の方針を申し入れ、関係団体と協議の上、決定する

対象大会：インターハイ柔道競技会

全国高等学校定時制通信制大会

全国中学校大会国民体育大会柔道競技会

2022 年 1 月 24 日

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸

VI

「国際柔道連盟試合審判規程 の団体戦への全柔連導入に ついて」（通達）

平成 30 年 2 月 3 日
公益財団法人全日本柔道連盟

国際柔道連盟（IJF）は、改正した試合審判規程を 2018 年 1 月より施行している。

この新たな審判規程をどのように国内大会で適用するかについて全柔連審判委員会において検討し、以下のとおり導入することとした。

国内で行われる柔道大会を団体戦と個人戦に分けて考えてみると、団体戦においては「引き分け」の妙味が伝統的に存在し、IJF の方針（団体戦は「引き分け」がない）とは若干異なるが「引き分け」を残す方向で考える。

【全柔連が定める団体戦の勝敗決定方法】

- 個々の試合においては勝ちの内容に従来の「僅差」を残し、内容順を「一本」「技あり」「僅差」の 3 種類とし、それに満たない場合は「引き分け」とする。
- 「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技あり）がない、又は同等の場合、「指導」差が 2 以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - 1 差であれば「引き分け」とする。
 - ・ ☆「指導」数によって勝敗が決する例 = 0 対 2
 - ・ ☆「指導」数に差が出ても引き分けになる例 = 0 対 1、1 対 2
 - ※ただし、IJF 方式にのっとり、試合者 A が「指導」2 を与えられたが、終盤試合者 A が「技あり」を獲得すると技評価「技あり」が優先され時間終了時点で試合者 A が勝ちとなる。
- 代表戦は「引き分け」の選手から抽選で 1 組を選び、時間無制限によるゴールデンスコア方式によって勝敗を決する。（先に「技あり」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「反則負け」を与えられた選手が負けとなる）
- 中学生以下の大会では、従来どおりの「少年大会特別規程」を取り入れて行う。
- 団体戦・個人戦とも大会の趣旨・内容を考慮したうえで、勝者の決定方法や代表戦（任意の選手による等）等の試合方法を別に定めることは可能とする。

VII

国内における「少年大会特別規程」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行なうものとする。

第 17 条（抑え込み）

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

第 18 条 禁止事項と罰則

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1, 2 秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
2. 通称「逆背負投」の様な技を施すこと。
3. 両袖を持って投げ技を施すこと。

（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係

- ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
- ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬間的（1, 2 秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。

2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。」関係

両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3.〔関節技及び絞技を用いること。〕関係

- ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。
- ②故意ではなかったが、**絞技および関節が極まった場合は**、「待て」とする。

4.〔無理な巻き込み技を施すこと。〕関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5.〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

反則負け（重大な違反）

2.〔通称「逆背負投」の様な技を施すこと。〕関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

3.〔両袖を持って投げ技を施すこと。〕関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。

但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。

この申し合わせは、平成 23 年 6 月 14 日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成 27 年 3 月 31 日から改正し、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この申し合わせは、平成 27 年 11 月 30 日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成 30 年 3 月 1 日から改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この特別規定は、令和 3 年 3 月 15 日から特別規程と改正し、施行する。

この特別規程は、2022 年 1 月 24 日から改正し、2022 年 4 月 1 日から施行する。

国内における「少年大会特別規程」改訂

全柔連発第 29 - 0840 号
平成 30 年 3 月 22 日

都道府県柔道連盟（協会）
会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔 公 印 省 略 〕

国内における「少年大会特別規程」改訂 「両袖を持って施す投げ技の禁止」について（補足説明）

平成 30 年 3 月 6 日付全柔連発第 29 - 0840 号で通達した「少年大会特別規程」の附則に例示された技（袖釣込腰、大外刈、外巻込）は、技の特性と作用により、技を施された相手が、故意によらず胴体より先に、顔面あるいは頭部から畳に着地する（以下「ヘッドディフェンス」という。）恐れのある技を示したものである。

これらの技を施された場合には、両手が束縛された状態で「ヘッドディフェンス」以外に対処することが出来ないことから、顔面、頭部及び頸部損傷等の危険があるとして、禁止技としたものである。

例示には 3 つの技（袖釣込腰、大外刈、外巻込）を示しているが、これらの技に限定することなく、両袖を持って投げ技が施され、技を施された相手が「ヘッドディフェンス」以外に対処することが出来ない投げ技を禁止する。併せて両袖持ちの状態から相手に抱きついて、小外掛、大内刈で後方に浴びせ倒すことは、後頭部強打の恐れがあり禁止とする。

但し、両袖を持って出足払、支釣込足等を施して、相手を背部あるいは上部側面から着地させることまで禁止するものではない。

※全柔連主催大会では両袖を持って施した技によって反則負けになっても、その後の一連の試合に出場できることとする。

都道府県柔道連盟（協会）
会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔 公 印 省 略 〕

少年大会における「両袖を持って施す投げ技」の取り扱い並びに 国内における「少年大会特別規程」への反映について

最近、少年の大会等におきまして、「両袖を持って施す投げ技」によって、投げられた選手が顔面及び頭頂部から落下し、頸椎損傷あるいは脳震盪等を起こすケースが報告されています。少年柔道の基盤は「基本の習得」と「安全管理」であることは明白です。そこで、全柔連審判委員会では、現行の「少年大会特別規程」の改定の必要性を認識し、改定作業に着手しておりました。

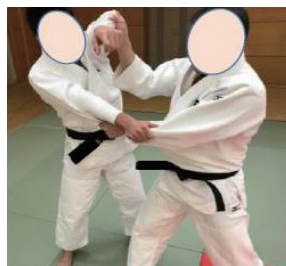
今回の改訂検討の結論として、特に発育発達段階の視点から、全柔連主催の少年の大会（中学生以下）においては、「両袖を持って施す投げ技」を禁止とし、施した場合には「反則負け」とすることにしました。

そこで、関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、各団体関係者及び選手への啓発・ご周知をお願い申し上げます。

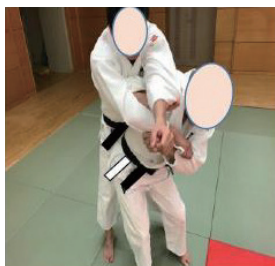
注）「両袖を持って施す投げ技」とは、近年国内外の大会等で頻繁に使用されるようになった技術であり、相四つ、喧嘩四つの組み手において、相手の両袖を左右それぞれの手で持ちながら、袖釣込腰、大外刈、払巻込などを施技することを指します。

相手の両袖を持って施技することにより、投げられた試合者にとって、腕による受身がとりにくい体勢で、顔面及び頭頂部から畳に落下する恐れがあり、危険性を伴います。

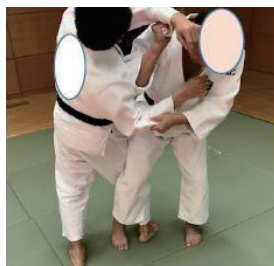
国内の少年大会等において、重篤な事故につながったという報告は届いておりませんが、施技に伴う受傷が危惧されています。



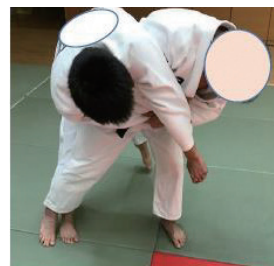
相手の両袖を持った



袖釣込腰



大外刈



払巻込

全柔連発第 21 - 1013 号
2022 年 1 月 24 日

都道府県柔道連盟（協会）
会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔 公 印 省 略 〕

中学生の試合における絞技の取り扱い並びに 国内における「少年大会特別規程」への反映について

拝啓 厳寒の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、中学生大会等におきまして、絞技により絞められた選手が絞め落ちし痙攣するケース、あるいは蘇生中に頸椎損傷を起こすケースが報告されており、絞め落ちした選手の精神的・肉体的なダメージが大変懸念されるところであります。

そこで、本連盟では大会事業員会・審判委員会・強化委員会・医科学委員会・柔道事故総合対策委員会の各委員会で検討し、1 月 24 日に開催した第 7 回臨時理事会にて、発育発達段階における事故防止の観点や柔道のマイナスのイメージを払しょくするため「少年大会特別規程」を添付の通り改定し、

中学生の試合においては、絞技を禁止とし、施した場合には「指導」とすることにした。

この規程は 2022 年 4 月 1 日以降の大会から適用することといたします。

関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、各団体関係者及び選手への啓発・ご周知をお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 国内における「少年大会特別規程」

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 大塚・渡辺・寺下・時田
メール shinpan@judo.or.jp

IX

柔道衣の乱れに対する新たな 罰則(指導)の施行について(通達)

全柔連発第 30 - 0800 号

平成 31 年 3 月 26 日

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔 公 印 省 略 〕

柔道衣の乱れに対する新たな罰則(指導)の施行について

国際柔道連盟では 2019 年 3 月 8 ～ 10 日に開催された、グランプリマラケシュ大会（モロッコ）より柔道衣の乱れに対する罰則を新たに導入しました。

今年開催される世界選手権東京大会、2020 年東京オリンピック柔道競技でもこの罰則が適用される為、日本国内でも早急に適用する必要があります。

別紙全柔連主催大会では 4 月よりこの罰則を導入しますが、各主催団体におきましては、施行期間に猶予を設ける等、導入時期を検討して頂きますよう、お願いいたします。

記

・新罰則(指導)の内容

試合中に柔道衣が乱れ、帯より外に上衣の裾（背部を含む）が出た場合、主審の「待て」から「始め」の間に、選手自ら素早く服装を直すこと。

主審が「待て」を掛けても、乱れた柔道衣を直そうとせず、放置し乱れたまま「始め」を待っている時に、主審より柔道衣を直すよう指示された場合、これを 1 回目とカウントし、2 回目以降はその都度「指導」が与えられる。

合わせて帯も、本人が緩く結ぶことが原因で解け、自ら固く結び直さず主審から指示された場合もカウントの対象となる。

選手は「待て」から「始め」までの間に、自ら素早く服装を直し、帯を固く締めなければならない。

但し、積極的な試合展開で、例えば柔道衣の上衣がすっぽり脱げた場合に服装を直す指示を主審が行ってもカウントされない。

あくまでも、場外や寝技の停滞などで「待て」が掛かった場合、選手が柔道衣の乱れを放置し、主審から指示された場合にカウントされる。

「待て」の後、選手が自ら柔道衣を直そうとする場合、「髪の結直し」と同じく少し猶予を与える。

帯を解いて服装を直す場合は、従来通り主審の指示・許可がなければならない。

※背部の裾の長さが臀部を覆っていない、体幹部が細く胸元の合わせ目が浅い等は、柔道衣の乱れやすさの一因である。上記罰則を導入するにあたり、柔道衣コントロールをより厳密に行う様に徹底して頂きたい。

以上

【別紙】柔道衣の乱れに対する新たな罰則（指導）の施行について 大会への適用

- ①平成 31 年 4 月 1 日より全柔連単独主催大会では原則として改正された国際柔道連盟試合審判規程を適用する

対象大会：全日本選抜体重別選手権大会
全日本カデ体重別選手権大会
全国小学生学年別大会
全日本ジュニア体重別選手権大会
マルちゃん杯全日本少年大会
講道館杯全日本体重別選手権大会

- ②実行委員会のある大会においては実行委員会の判断に委ねる

対象大会：皇后盃全日本女子選手権大会
全日本選手権大会
全国少年大会
全日本少年少女武道錬成大会
全国高等学校選手権大会
近代柔道杯全国中学生大会

- ③共催大会においては①の方針を申し入れ、関係団体と協議の上、決定する

対象大会：インターハイ柔道競技会
全国高等学校定時制通信制大会
全国中学校大会
国民体育大会柔道競技会



柔道衣の乱れを放置しないように！



試合の最後まで柔道衣に意識を！

全日本柔道連盟 公認審判員 (公認審判員規程から)

公益財団法人全日本柔道連盟では、公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図る制度を確立している。S、A、B、C、顧問審判員の区分があり、それぞれの資格毎に取得条件が設けられている。

公認審判員とは以下のとおりである。

(1) S ライセンス審判員

特に技能が優秀であり、本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(2) A ライセンス審判員

本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(3) B ライセンス審判員

地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(4) C ライセンス審判員

都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

また、資格認定の管轄は、それぞれの資格で異なる。

(1) S ライセンス審判員は、全日本柔道連盟が行なう

(2) A ライセンス審判員は、全日本柔道連盟が行なう

(3) B ライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）が行なう

(4) C ライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう

特に、S ライセンスの選考については、全日本柔道連盟 S ライセンス選考内規に準じて厳格に選考を行っている（選考手順を別途記載）。また、以下の様に、それぞれの資格毎に義務等がある。

1. 審判員は、本連盟登録および審判員登録を毎年更新するものとする。
2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を経由して管轄する団体に届けるものとする。
3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス有効期間終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。
4. 審判員の服装は、別に定める。
5. 審判員は少なくとも年に1回以上、全柔連コンプライアンス委員会が実施するコンプライアンス講義（集合講義またはオンライン講義）を受講しなければならない。
6. S ライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わるよう努めなければならない。（*ただし、本連盟またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない）
7. S ライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。そ

の他の審判員は、資格認定の管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

即ち、審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- (1)審判員資格が認定され、有効期間内にあること
- (2)本連盟会員登録をしていること（休会員登録を除く）
- (3)審判員資格登録をしていること
- (4)審判員資格が停止されていないこと

既述したような義務を怠る、あるいは資格要件を欠いた場合、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。

審判員資格が有効でなくなったときは、次のとおり資格を再び有効とする。

- (1)更新しないまま有効期間を徒過したときは、更新の要件を満たしたとき
- (2)会員登録、資格登録を怠ったときは、会員または資格を登録したとき
- (3)資格が停止されたときは、停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たしたとき

また、全日本柔道連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審判員資格も同時に有効になる。

次に、審判員資格の有効期間であるが、

1. Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ2年の有効期間を更新することができる。
2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄団体は審査のうえ4年の有効期間を更新することができる。
3. 審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。
 - Sライセンス審判員 審判員研修会を年1回以上受講すること
 コンプライアンス講義を年1回以上受講すること
 2年間に1度以上試合の審判に携わること
 - その他の審判員 審判員研修会を2年間に1回以上受講すること
 コンプライアンス講義を年1回以上受講すること
 4年間に1度以上試合の審判に携わること
4. 更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満

たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。

定年については、

A、B、C ライセンス審判員の定年は、65歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）とする。

Sライセンス審判員の定年は、60歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）とする。

ただし、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から審判員を要請された場合は、都道府県柔道連盟の承認により、65歳以上であっても別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。その場合であっても、審判員としての活動は、70歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）までとする。なお大会主催者から要請を受けた審判員は、都道府県柔道連盟が実施する講習会を受講し、審判員の適性について審議を受けなければならない。

また、審判員に関する試験・資格認定は別表1、審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録料（更新を含む）、研修会受講料は別表2のとおりとし、その都度納付するものとする。

審判の実施に関しては、原則以下のとおりである。

1. 全日本柔道連盟が主催、主管する全国的大会の審判は、全日本柔道連盟の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはAライセンス審判員が行う。
2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、原則として主催する団体において選考したSライセンス審判員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。ただし、全日本柔道連盟が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。
3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

顧問審判員は、本連盟登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。

1. 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は7段以上、女性は女子5段以上の者から、全日本柔道連盟が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。
2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、70歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）までとする。

公認審判員規程（別表１）

2022 年 3 月 16 日改正

ライセンス 区分		S	A	B	C
(1) 受験資格	① 年齢 ^{※1}	30 歳以上 56 歳以下	28 歳以上 54 歳以下	25 歳以上	20 歳以上
	② 柔道経験	15 年以上、 5 段以上 (女子 3 段以上)	15 年以上、 5 段以上 (女子 3 段以上)	12 年以上、 4 段以上 (女子 3 段以上)	有段者
	③ 審判経験	S ライセンス候補者 ^{※2} 当該年度の本連盟登録（個人登録及び A ライセンス審判員資格登録）をしている者で全日本柔道連盟審判委員会選考審査部会より認定を受けた後、S ライセンス審査対象大会において 2 年間の審判経験（実技審査を実施）が必要	当該年度の本連盟登録（個人登録及び B ライセンス審判員資格登録）をしている者で「B」取得後 3 年以上の審判経験を有し、その者が本連盟登録した都道府県より推薦を受けた者とする。	当該年度の本連盟登録（個人登録及び C ライセンス審判員資格登録）をしている者で「C」取得後 2 年以上の審判経験を有し、その者が本連盟登録した都道府県より推薦を受けた者とする。	当該年度の本連盟登録をしている者。
(2) 試験方法および試験内容		実技審査を行い、本連盟審判委員会選考審査部会において審議・認定する。 本連盟審判委員会選考審査部会で定める対象大会において審査する。	筆記試験と全日本柔道連盟が指定した大会において実技審査を行う。 受験回数は年 1 回とする。 本連盟審判委員会選考審査部会から指名された試験官 3 名以上がこれにあたる。 試験官は審判委員会選考審査部会委員、審判委員会委員、S ライセンス審判員の中から指名される。	筆記試験と地区柔道連盟（連合会・協会）が指定した大会等において実技審査を行う。 地区柔道連盟（連合会・協会）から選ばれた審査員がこれにあたる。 試験官は A ライセンス保持者以上、現行の試合審判規程に詳しい者がその任にあたる。	筆記試験と都道府県柔道連盟（協会）が指定した大会等において実技審査を行う。 都道府県柔道連盟（協会）から選ばれた審査員がこれにあたる。 試験官は A ライセンス保持者以上、現行の試合審判規程に詳しい者がその任にあたる。

※ 1：年齢は、S は推薦時、A～C は資格認定当日の年齢とする。

※ 2：S ライセンス候補者[※]の選定の手順

- ① 都道府県柔道連盟（協会）が、下記要件を満たす審判員を S ライセンス第 1 次候補者として選定し、推薦書にその旨の詳細を明記した上で地区柔道連盟に推薦する。
- (ア) 公認審判員制度運用規則別表 2「実技審査ライセンス要件」の評価項目について、S ライセンスの基準全てを満たしていると判断され、かつ、
- (イ) S ライセンス受験資格要件を満たした A ライセンス資格者のうち特に優れている審判員
- ② 地区柔道連盟（協会）は、当該都道府県柔道連盟（協会）から推薦された候補者を地区柔道連盟（協会）が指定した大会の審判員として参加させた上で、公認審判員制度運用規則別表 2「実技審査ライセンス要件」の評価項目に則し、当該候補者の審判技量を客観的に評価しなければならない。また、評価順位を明らかにした上で、該当都道府県柔道連盟（地区）からの推薦書の写し及び評価書とともに本連盟審判委員会へ報告する。
- ③ 選考審査部会は、地区柔道連盟からの報告をもとに厳正な審議を重ねた上で当該 S ライセンス候補者の認定を行うこととする。

公認審判員規程（別表 2）

平成 30 年 12 月 10 日改正

ライセンス 区分	顧問	S	A	B	C	備 考
受 験 料		なし	5,000 円	3,000 円 以下	2,000 円 以下	試験を受ける時 (1 回につき)
研修会受講料		5,000 円	5,000 円	3,000 円 以下	2,000 円 以下	研修会受講時
登 録 費	20,000 円	3,000 円	2,500 円	1,500 円	1,000 円	顧問は初年度のみ その他のライセンスは毎年納入 (B・C ライセンスの 1/2 は本連盟納入)

※ 1：年度内に複数回受講した場合、研修会受講料は初回のみ支払う。

※ 2：講師をした場合、研修会を受講したものとみなす。

※ 3：会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。

【*審判委員について】

審判委員は、審判員の試合における判断、判定等について、試合を中断して確認、助言または意見を主張する権利を有している。その配置の目的は、あくまでも円滑な試合進行に寄与することであり、審判員の技術向上を目的とする。

以下に、公益財団法人全日本柔道連盟 審判委員規則を記載する。

公益財団法人全日本柔道連盟 審判委員規則

（目的）第1条

この規則は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）の審判委員の制度を定め、大会における試合の勝敗に誤りのないように導くとともに、審判員の資質の向上を図ることを目的とする。

（審判委員）第2条

審判委員は、審判員の試合における判断、判定等について、試合を中断して確認、助言または意見を主張し、円滑な試合進行に寄与するとともに、審判員の技術向上に務めるものとする。

（審判委員の資格）第3条

全柔連の選考審査委員会委員、審判委員会委員、顧問審判員または全柔連の各ライセンス審判員（公認審判員）が、審判委員の資格を有する。

（審判委員の配置）第4章

1. 審判委員は、大会における各試合場に2名を配置することを原則とする。大会の規模に応じて審判委員1名でもよいものとする。
2. 審判委員は、大会の規模、試合場の数に応じて、その大会の審判員が務めることができる。

（審判委員の義務等）第5条

1. 審判委員は、次の各号に挙げるとき、試合を中断して審判員に確認しなければならない。
 - (1) 試合を把握し、審判員の判断に疑義があるとき
 - (2) 返し技やすかし技などで明確な指示がないとき
 - (3) 得点表示板、時計等の確認や訂正するとき
 - (4) 審判員に対して助言すべきことがあったとき
 - (5) その他、審判委員が必要と認めたとき。
2. 審判委員は、主審・副審が下した技の評価、その他の判定等に明らかに疑義が認められた場合、映像を速やかに確認し、正しい評価・判定に訂正しなければならない。
3. 審判委員は、審判員から意見を求められた場合、助言しなければならない。
4. 審判委員は、審判員の最終決定を尊重しなければならない。⇒ケアシステムの配置状況によって異なる。

（機器の活用）第6条

審判委員は、大会主催者が設置した撮影機器を用いた記録を参考にすることができる。

（改廃）第7条

この規則の改廃は、審判委員会で審議し、会長が決定する。

付則

1. この規定は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規定は、平成19年6月20日から一部改正して施行する。
3. この規定は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
4. この規定は、令和3年3月15日から規則と改正して施行する。

審判トラブルの再発防止策（簡易版）

1 再発防止の4つの柱

- ① 確認を徹底して、ヒューマンエラーを防止「確認呼称」「目視確認」の徹底などによりヒューマンエラーを防止
- ② ルールを正しく理解して、誤判断と誤操作を防止 事前の審判規則周知により、憶測・見込み等による誤判断・誤操作を防止
- ③ 互いの連携を強化して、ミスの連鎖を防止 役割分担と連携要領・リカバリー方法を確立し、ミスの連鎖を防止
- ④ 過信と慣れを払拭して、ミスを防止 自信あること、慣れたことを行うときほど、大きなミスが隠れている。

2 試合直前の再発防止策

- ① 審判委員、副審が、時計係、会場統括の配置と電光掲示板、予備用ストップウォッチ、インカム（副審用、審判委員用）の設置を確認し、審判員と係員との連携を確認する。
- ② 副審の役割分担（インカム担当、ケアシステム担当）を行い、インカムの通話テスト、ケアシステムの操作を確認する。
- ③ 係員に対しては、公正な大会を実現するために必要なチームの一員として、敬意を持って接し良好な関係を構築する。
- ④ 時計係の電光掲示板の操作スキルを確認する。瞬時にタイマー操作が行えるか、イレギュラーのケースでも問題なく対応できるかなどを確認する。
- ⑤ 時計係が、「抑え込み」タイマーを操作する場合、あるいはスコアまたはペナルティを表示する場合は、「確認呼称」を行うことを確認する。
- ⑥ 副審は、時計係がタイマー操作やスコア表示等に迷う場面では、試合観察に支障がない範囲で必要な「助言・指示」を行うことを確認する。
- ⑦ 補助員は、常に主審の「抑え込み」と同時に、ストップウォッチによる補助計測を行い、時計係がタイマー操作を誤っている場合は、緑旗（青旗）を掲げ、補助計測が行われていることを主審、副審、コーチ、観客に周知することを確認する。
- ⑧ スコア、ペナルティ、タイマーの修正の権限は主審であり、試合継続中あるいは試合中断中に、主審の公式合図（ジェスチャー）あるいは指示で行われるものであり、係員等の判断で修正はできないことを確認する。

3 試合中の再発防止策

- ① 副審は、主審が「抑え込み」を宣告した場合は、必ず「赤・白」の表示とタイマーの計測が適正に行われているか確認（目視確認と聴取確認）し、表示に間違いがある場合には、直ち

に修正を時計係に指示する。タイマー計測が明らかに遅れた場合は、補助員に遅延時間を確認して、主審に遅延時間と終了時間を指示する。

- ② 審判委員は、電光掲示板の表示が間違っている場合は、介入し修正を指示する。
- ③ 間違った試合終了のブザーが鳴った場合は、副審あるいは審判委員がインカムで「そのまま」を指示し、主審が現状の体勢を保持し、合議結果に基づいて試合を再開する。

4 審判規則及び審判技法の確認

- ① 脚の絡みによる「解けた」（審判規程 17 条「抑え込み」）上からでも下からでも足を絡むことができた「解けた」である。
- ② 主審の位置取り
 - ア （不利な試合者の）頭側から全体を観察することを基本とするが、必要に応じて位置取りを変える。
 - イ 選手をタイマーと自身で挟み込む位置取りをして、タイマーの視認性も高める。
 - ウ ケアシステムのカメラを遮らない位置取りをする。
- ③ 「一本」の宣告時のテクニックとして
 - ア 「抑え込み」終了のブザーの後に、タイマーを確認してから「一本」を宣告する。
 - イ 「一本」の宣告後、一呼吸おいて「それまで」を宣告する。
- ④ 「抑え込み」と「解けた」の宣告要領（審判規程 4 条審判員の動作）について
 - ア 審判員は時計係がタイマーを開始したことを確認してから、通常の姿勢に戻って試合をコントロールすること。
 - イ 片腕を前方に挙げ、指を伸ばし親指を上にして上体を試合者の方に曲げながら左右に速く 2、3 回振る。時計係が時計を止めたことを確認する。
- ⑤ 「そのまま」「よし」を実施すべき状況と実施方法について
 - ア 「そのまま」は、寝技においてのみ下記の状況で適用される。
 - ・ 不利な立場にある試合者が反則を犯した場合 ※ 状況によるが、「そのまま」を宣告せず、直接罰則を与えることができる。
 - ・ 試合者が負傷した場合
 - ・ 柔道衣が脱げかけたり、頭にかぶってしまったなど、服装を直す場合
 - イ 「そのまま」で試合時間の停止し、「よし」で試合時間を再開する。（係員に周知）
- ⑥ 立ち姿勢からの寝姿勢への復元を実施すべき状況（IJF 規程にない措置）
 - ア 主審が、寝技において、誤って「待て」を宣告し、試合者が離れてしまった場合
 - イ 主審が、寝技において、誤って「一本」を宣告し、試合者が離れてしまった場合 審判は、試合者が不公平にならないよう、多数決の原則に基づいて、できる限り元の位置に近い状態に試合者を戻し、試合を再開させることができる。この様な事態を回避するために、副審は、主審の投げ技に対する「一本」に疑義があり、抑え込んでいる場合は、直ちに「抑え込み」を指示し、直ちに映像を確認して「技あり」であれば、主審にスコアを修正させ、抑え込みを継続させる。
- ⑦ 会場アナウンスを行うべき状況とその対応（案）
 - ア 試合結果を変更する場合 試合終了後でも、明らかに審判員・審判委員・掲示担当者のミスにより試合結果が間違えていた場合 両選手を再度試合場に上げ「勝者指示のやり直し」もしくは G S から試合を再開する。但し、当該選手・チームの次の回戦が始まる前までとする。

- イ 主審が、寝技において、誤って「待て」あるいは「一本」を宣告し、試合者が離れてしまった場合 主審は、試合者が不公平にならないよう、多数決の原則に基づいて、できる限り元の位置に近い状態 に試合者を戻し、試合を再開させることができる。
- ウ IJF 規程 21 条（想定外の事態）が発生した場合 審判長と審判委員と合議の上で、審判員が下した決定により処理される

参考資料（文献）

- 1) 財) 全日本柔道連盟「[全日本柔道連盟審判員マニュアル] 2004 年
- 2) 公財) 全日本柔道連盟「審判委員規則」2021 年 3 月 15 日
- 3) 村上 貴聡他「スポーツ審判員に求められる心理的スキルの評価－尺度の開発とその活用」
東京体育学研究 9: 5-12 (2018)
- 4) 公財) 全日本柔道連盟「国際柔道連盟試合審判規程の団体戦への全柔連導入について」2018
年 2 月 3 日
- 5) 公財) 全日本柔道連盟「国際柔道連盟試合審判規程改正に伴う国内大会への適用について」
2022 年 1 月 24 日
- 6) 公財) 全日本柔道連盟審判委員会「審判トラブルの再発防止策（簡易版）」2021 年 4 月 1 日
- 7) 公財) 全日本柔道連盟『少年大会における「両袖を持って施す投げ技」の取り扱い並びに国
内における「少年大会特別規程」への反映について』2018 年 3 月 6 日
- 8) 公財) 全日本柔道連盟『国内における「少年大会特別規程」改訂「両袖を持って施す投げ技
の禁止」について（補足説明）』2018 年 3 月 22 日
- 9) 公財) 全日本柔道連盟『国内における「少年大会特別規程」』2022 年 1 月 24 日
- 10) 公財) 全日本柔道連盟「2022 年～ 2024 年 国際柔道連盟試合審判規程」2018 年 8 月 2 日
- 11) 公財) 全日本柔道連盟「柔道衣の乱れに対する新たな罰則（指導）の施行について」2019
年 3 月 26 日
- 12) 公財) 全日本柔道連盟「公認審判員規程」2022 年 3 月 16 日

執筆・監修者一覧【全日本柔道連盟審判委員会】

委員長	大迫 明伸						
副委員長	天野安喜子	鯨井 甫	山本 良				
委員	高橋 健司	高澤 雅宏	高橋 進	中西 英敏			
	岡田 保彦	武田 淳子					
特別委員	川口 孝夫	西田 孝宏	細川 伸二	小志田憲一	山田 利彦		
協力	松田 基子						

（順不同）

2023年 4 月12日 初版発行

公益財団法人 全日本柔道連盟

〒112-0003
東京都文京区春日 1 丁目16番地30号
TEL 03-3818-4199
FAX 03-3812-3995
